

福島高校

危機管理マニュアル

この「危機管理マニュアル」は、

1. 年度初めの職員員会議で周知し、常に見やすい場所に保管すること。
2. HPに掲載する。

はじめに

◆危機管理(crisis management)とは

もともとは軍事的危機に際して、それが戦争へ拡大するのを防ぎ和平へ收拾するための体系的機能をいい、1962年10月のキューバ危機を契機にその理論と実践要領が発展してきました。現在ではハイジャックやテロ等の政治的危機、地震や洪水等の自然災害、原子力発電所事故等の人為災害などに対しても広くその手法が用いられるようになってきました。

日本では、阪神淡路大震災以来「危機管理」という言葉が一般化し、管理体制の強化が図られてきています。危機管理で最も大切なことは、正確な情報収集能力と最悪の事態にも対処できる態勢を整えることであるといわれています。学校での危機管理の内容を整理すると以下のものが考えられます。

1. 危機管理の目的

- (1) 子どもと教職員の生命を守る。
- (2) 教育を行う体制・秩序を守る。
- (3) 保護者や地域社会からの信用や信頼を守る。

2. 危機管理の流れ

- (1) 危険の予知・予測をする。
- (2) 危険を未然に防止する対策をとる。
- (3) 危機の発生時の初期対応
- (4) 危機の早期の収束に対する対応
- (5) 事後の対応
- (6) 再発防止に向けた取り組み

3. 危機管理対応の基本的事項

- (1) 生命尊重を第一義として進める。
- (2) 保護者、関係者の心情を考慮し、対応は誠意と責任を持って当たる。
- (3) 事件・事故等の時系列の記録を詳細にとる。
- (4) 報道機関への対応窓口を一本化する。
- (5) 虚偽の報告、真相を包み隠すことは絶対しない。
- (6) 相手の基本的人権を尊重し対応する。

4. 報道機関への対応の留意事項

- (1) 教育委員会と連絡を密にし、事実関係だけを報告する。
- (2) 窓口を一本化する。
- (3) プライバシー保護の観点から、児童生徒、保護者、家族等の住所・氏名等の公表は原則としてしない。
- (4) 予想や憶測で話さず、事件事故の経緯や対応の事実を基に話す。
- (5) 関係者を誹謗中傷したり、差別的な用語を用いたりしないよう留意して話す。
- (6) 発生した事実については冷静に受け止め、責任逃れをする発言は厳に慎むとともに、判断に迷うことは校長の責任において話す。
- (7) 取材の申し込みがあった場合は、相手の社名、部署、担当記者名、連絡先を必ず聞くとともに、取材の目的や内容、日時を確認しておく。

目次

I. 事前の危機管理（備える）

事故発生時の体制、緊急時連絡先一覧表	1
職員自衛組織（地震・津波・不審者）	2
職員自衛組織（火災）	3
防災教育検討委員会、串間市学校安全連絡協議会	4
備蓄	5
事前点検	6、7
校内危険箇所【生徒アンケートより】	8
校外危険箇所（福島高校から駅への坂道）	9
校外危険箇所（福島高校南側）	10
校外危険箇所（福島高校北側）	11
防災訓練（地震・津波）実施要項	12、13
地震の避難経路	14
津波の避難経路	15
防災訓練（火災）実施要項	16
防災訓練（火災）についての注意事項・避難経路	17
事故・災害発生時における緊急時の対応訓練要項	18、19、20

II. 発生時の危機管理（命を守る）

生徒在校中の地震・津波	21
生徒引率中の地震・津波	22
生徒不在時の地震・津波	23
学校震災対応メモ	24
生徒在校中の火災	25
生徒不在時の火災	26
学校火災対応メモ	27
生徒在校中の風水害	28
生徒不在時の風水害	29
風水害被災時の対応メモ	30
不審者侵入（ハリーコール）	31
不審者侵入対応メモ	32
学校内における生徒の事故（ハリーコール）	33
学校外における生徒の事故、AED の対応について	34
生徒事故対応メモ	35
学校内における職員の事故	36
学校外における職員の事故、職員事故対応メモ	37
校内暴力（生徒相互）、校内暴力（対教師）	38
暴力対応メモ	39
いじめ、体罰	40

いじめ対応メモ	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
体罰対応メモ	・ ・ ・ ・ ・ 4 2
盗難、万引き・窃盗・恐喝	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
盗難事件対応メモ	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
万引き・窃盗・恐喝事件対応メモ	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
感染症	・ ・ ・ ・ ・ 4 6

III. 事後の危機管理（立て直す）

生徒の引き渡し緊急連絡カード	・ ・ ・ ・ ・ 4 7
大規模災害時の対応	・ ・ ・ ・ ・ 4 8
生徒事故報告書	・ ・ ・ ・ ・ 4 9
第1報生徒事故報告書（ファックス様式）	・ ・ ・ ・ ・ 5 0
職員事故報告書	・ ・ ・ ・ ・ 5 1
避難所運営組織図（災害直後）	・ ・ ・ ・ ・ 5 2
避難所運営組織図（災害後3・4日目～）	・ ・ ・ ・ ・ 5 3
災害時における施設利用等に関する協定書（一部抜粋）	・ ・ ・ ・ ・ 5 4

職員参集・配置基準について

（1）地震対策

① 地震発生時の職員参集・配備基準

【配置基準】

- ・ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合
→ 上記震度を記録した市町村にある又は管轄する出先機関等の全職員は登庁して配置につく。
- ・ 県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合
→ 上記震度を記録した市町村にある又は管轄する出先機関等の緊急要員（校長、教頭、事務長）は登庁して配置につく。

（2）津波・風水害対策

① 津波警報発令時の職員参集・配備基準

【配置基準】

- ・ 津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報が発令された場合
→ 所属長の判断による。

② 大雨時の職員参集・配備基準

【配置基準】

- ・ 大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合
→ 所属長の判断による。

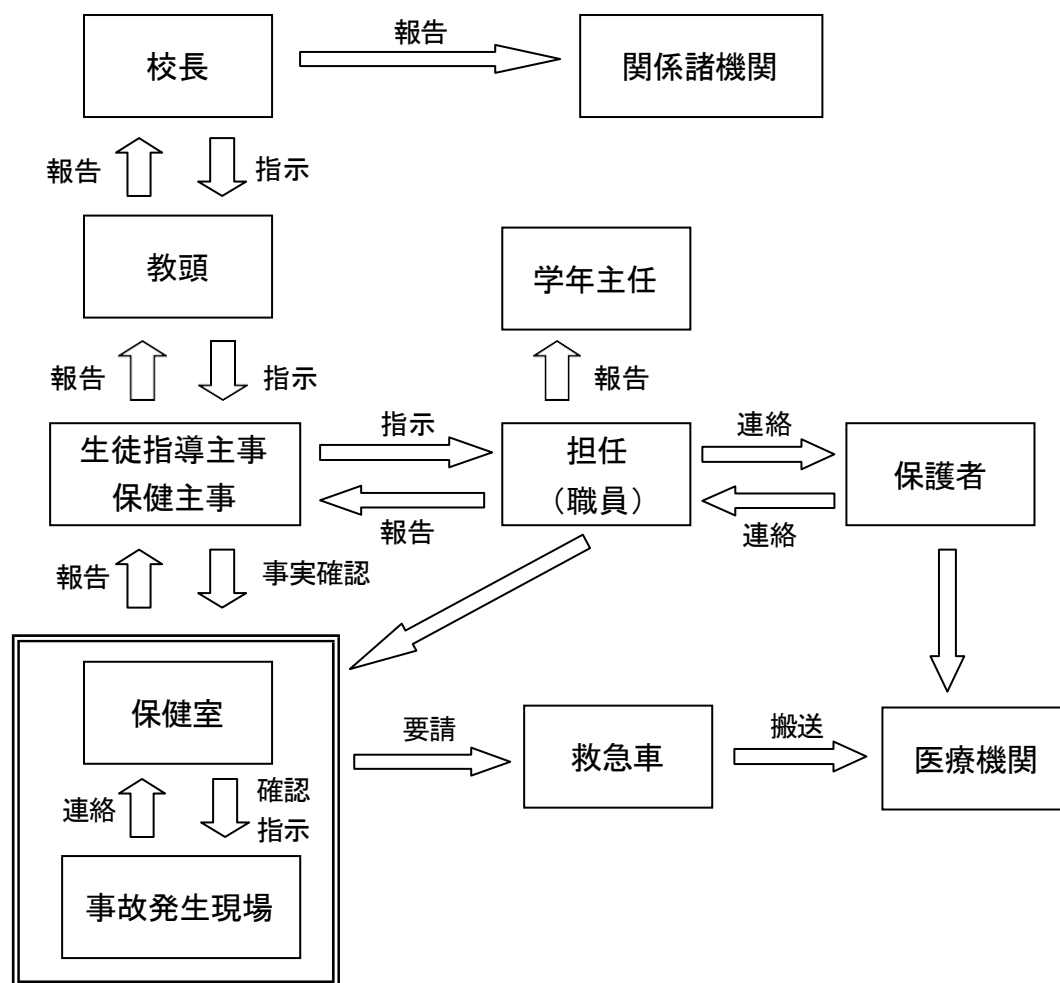
I .

事前の

危機管理

(備える)

事故発生時の体制、緊急時連絡先一覧表



警察・消防（緊急時：警察 110、消防・救急車 119）（市外局番：0987）

串間警察署	72-0110	高松駐在所	72-5680	大東駐在所	74-1141	都井駐在所	76-1110
串間市消防	72-4151	本城駐在所	75-1305	北方駐在所	72-1660	市木駐在所	77-0110

病院関係（市外局番：0987）

学校医			近郊病院	
内科	にいな内科循環器科	71-1711	串間市民病院	72-1234
眼科	中村眼科医院	31-1600	みつとめ眼科	72-7000
歯科	フェニックス歯科医院	72-2023	串間中央クリニック	27-3181
薬剤師	ファミリー薬局	55-1125	岡村クリニック（整形）	72-7710
日南保健所	23-3141		中島医院（内科）	72-5202
南那珂医師会	23-3411		県南病院	72-0224

県教育委員会（市外局番：0985）

教育政策課	26-7233	FAX 26-7306	高校教育課	26-7237	FAX 26-0721
財務福利課	26-7235	FAX 20-1164	教職員課	26-7240	FAX 28-2757

その他の機関（市外局番：0987）

串間市役所	72-1111	FAX 72-6727	串間市教育委員会	72-1111	FAX 71-1015
中部教育事務所	0985-44-3322	FAX 44-3330	串間市文化会館	72-6333	FAX 27-3165
宮交タクシー	72-0112		宮児タクシー	72-0034	

令和8年度 職員自衛組織（地震・津波・不審者）

本 部 長	校 長
副 本 部 長	教 頭
副 本 部 長	事務長

班 名	班 長	班 員	業 務 内 容	
本部	教 頭 事務長	共創デザイン部長 生活支援部長 教務主任	全般的な指揮・調整を行う。 情報を集めるために、ホワイトボード等に整理する。 諸関係機関への連絡、外部からの問い合わせの対応をする。	
災害対応班	環境保健部長	環境保健部 共創デザイン部	災害が起きたことによる初期対応を行う。 【地震】 地震により生じた危険箇所の把握、安全な場所の確認、避難経路の確保などを行う。 【不審者】 不審者に対して複数人で対応し（さすまたや椅子を使用）、生徒たちにできるだけ近づけないよう努力する。 ※ さすまた ⇒ 事務室 2 本、体育職員室 2 本	
生徒対応班 (避難誘導班)	進路支援部長	授業者	1 棟校舎内	生徒の避難誘導の指揮にあたり、冷静沈着・機敏な動作で安全な場所に誘導する。 生徒に寄り添い、安心感を与える。
		図書・相談室	図書室・相談室内	
		授業者	2 棟校舎内	
		授業者	3 棟校舎内	
		家庭科	家庭科棟内	
		授業者	地域創生棟内	
		理科	理科棟内	
		体育科	体育館内	
		校舎外		
救助班	教育支援部長	教育支援部 共創デザイン部	まずは生徒対応班と一緒に避難誘導にあたる。 救助の必要性を確認した後、複数人でその対応にあたる。	
救護班	養護教諭	環境保健部 生活支援部	負傷者の応急処置にあたる。 本部と常時連絡をとり、どこで誰を救護しているかを伝達する。	

令和8年度 職員自衛組織（火災）

団	長	校 長
副 団	長	教 頭
防 火 管 理 者		事務長

班 名	班 長	班 員 （ 場 所 ）	業 務 内 容	
指揮班	教 頭	共創デザイン部長 教務主任	全般的な指揮・調整を行う。 諸関係機関への連絡、外部からの問い合わせの対応をする。	
通報連絡	事務長	事務室	火災の通報・その他、関係機関への連絡をする。	
消火班	環境保健部長	火元に近い職員 2名以上	消火器具、バケツ等で初期消火にあたる。 なお、公署消防隊到着後は搬出班の業務にあたる。	
搬出班	図書渉外部長	図書渉外部員	非常持出品の搬出にあたる。	
避難誘導班	進路支援部長	事務（１棟１階）	事務室・印刷室	生徒の避難誘導の指揮にあたり、冷静沈着・機敏な動作で安全な場所に誘導する。
		相談室（１棟１階）	相談室	
		職員室（１棟２階）	職員室	
		進路室（１棟２階）	進路室	
		図書室（１棟２階）	図書室	
		授業者（２棟１階）		
		授業者（２棟２階）		
		授業者（３棟１階）		
		授業者（３棟２階）		
		家庭科（家庭科棟）	家庭科室・音楽室	
		授業者（地域創生棟）		
		理科（理科棟）	化学室・物理室 生物室	
		体育科（体育館）		
警備班	教育支援部長	教育支援部 生活支援部	搬出物の盗難の防止、飛び火等の警戒にあたる。	
救護班	養護教諭	環境保健部 共創デザイン部	負傷者の応急処置にあたる。 本部と常時連絡をとる。	

校外活動実施時における組織体制等

- 引率責任者の権限： 校外活動中は引率責任者が現場の最高責任者となり、気象状況や事故等の変化に応じて、行程の変更や中止を臨機応変に判断する権限を持つ。
- 主体的な安全確保： 業者に過度に依存せず、学校が主体となって生徒の安全掌握と秩序ある行動の確保に努める。
- 在校本部との連携： 引率責任者は学校（在校教職員・管理職）と定期的な連絡体制を保ち、重大な判断に際しては密に連携する。

防災教育検討委員会

1. 学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災教育検討委員会を設置する。
2. 委員は、防災管理者（教頭）をはじめ生徒指導主事、教務主任等、以下の者とする。

【委員】校長、教頭、事務長、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、
事務主任、養護教諭、地域創生学担当、安全教育推進リーダー

3. 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。定例会は以下の時期に行う。

【定例会】1 学期期末考査、2 学期中間考査、2 学期期末考査、学年末考査時の 4 回
4. 委員会は、警報等が発令された場合は警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。
5. 委員会は次の事項等について審議する。

- (1) 学校防災についての研究・調査に関すること
- (2) 学校防災マニュアルの立案に関すること
- (3) 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
- (4) 避難訓練等の充実に関すること
- (5) 教職員の研修等に関すること
- (6) 関係機関等との連携に関すること
- (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
- (8) その他、学校防災の推進・運営に関すること

串間市学校安全連絡協議会（規約の一部抜粋）

（目的）

第 1 条 串間市学校安全連絡協議会は、串間市内の公立小中学校及び県立福島高等学校における学校安全教育の充実に向けて、学校、地域、行政、専門機関等が連携して協議を行い、学校安全に対する体制整備に資することを目的とする。ここで言う学校安全教育の領域は、児童・生徒の登下校時の交通安全領域、不審者対策・情報モラル等を含む防犯・生活安全領域及び大規模災害に備えた防災・減災領域の 3 領域とする。

（組織）

第 3 条 串間市学校安全連絡協議会の委員は、15 人以内で構成し、委員は第 2 条に定める学校安全教育の推進に係る目的を達成するため、次の各号に掲げる者のうちから教育長が組織する。

- (1) 交通安全、防犯・生活安全、防災・減災関係に従事する者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 教育関係者 【校長、安全教育推進リーダーが該当】
- (5) その他、教育長が必要と認める者

※ 平成 30 年度は、11 月 16 日（金）と 2 月 15 日（金）の 2 回開催

※ 平成 31 年度（令和元年度）、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度は、未開催

備蓄

- 令和6年3月現在、本校には以下の品が備蓄されている。
- 本校生徒・職員用の備蓄品を第3棟2階西側の備蓄倉庫（鍵は事務室）に、
本校に避難してくる地域住民用の備蓄品を体育館北側の倉庫（鍵は体育職員室）に保管している。

〈第3棟2階西側の備蓄倉庫〉

【簡易トイレ：300 個】



【大きめのタオル：60 枚】



【ペーパータオル 30 個】

【トイレットペーパー

48 個入り 2 個】

【サージカルマスク

50 枚入り 21 個】

〈体育館北側の倉庫〉

【飲料水 2 リットル：6 本×75 箱=450 本】



※ 生活用水の一部として、プールの水を活用する。

※ 地震発生時の安全確保に役立つ物資等（例えば、ヘルメットや懐中電灯、バール等）、二次対応時に役立つ物資等（例えば、携帯ラジオや防寒具等）、学校待機時に役立つ物資等（例えば、食料やマスク、発電機等）すべてにおいて備蓄が足りない状態であり、今後計画的に整備したい。

防災グッズ（地域創生購入分）

	品名	数	購入日	保管場所
1	避難所初動運営キット	2	R02.3.24	商業科準備室
2	地震対策 30 点 避難セット	8	R2.03.23 R3.02.08	〃
3	防災ロープ(8m)	24	R2.12.10 R 3.06.25	〃



事前点検

1. 学校施設、設備、避難経路、避難場所等の点検・整備

(教頭・事務長・生徒指導主事・安全教育推進リーダー・理科・教育支援部主任)

	点 検 項 目	確認 (状況)
1	石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所等及び校地内の施設・設備全般の点検実施 (定期・臨時・日常点検)	
2	消防法に基づく点検・整備	
3	学校保健安全法施行規則 28・29条に基づく点検・整備	

	非 構 造 部 材 点 検 項 目		確認 (状況)
1	天井	天井材 (仕上げボード) に破損等の異状は見あたらないか	
2	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見あたらないか	
3	窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見あたらないか	
4	外壁 (外壁材)	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか 外壁にひび割れ等の異状は見あたらないか	
5	収納棚など	書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか	

	避 難 経 路・避 難 場 所 の 点 検 項 目	確認 (状況)
1	分かりやすい案内板や表示があるか	
2	避難経路に障害物がないか	
3	災害種、状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか	
4	生徒等の特性や発達段階を踏まえているか	
5	地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか	
6	近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか	
7	実地見分を行って確認されているか (修学旅行等の校外活動場所を含む)	
8	学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒等や保護者に周知しているか	

2. 防災上必要な用品等の点検・整備 (生徒指導主事・安全教育推進リーダー)

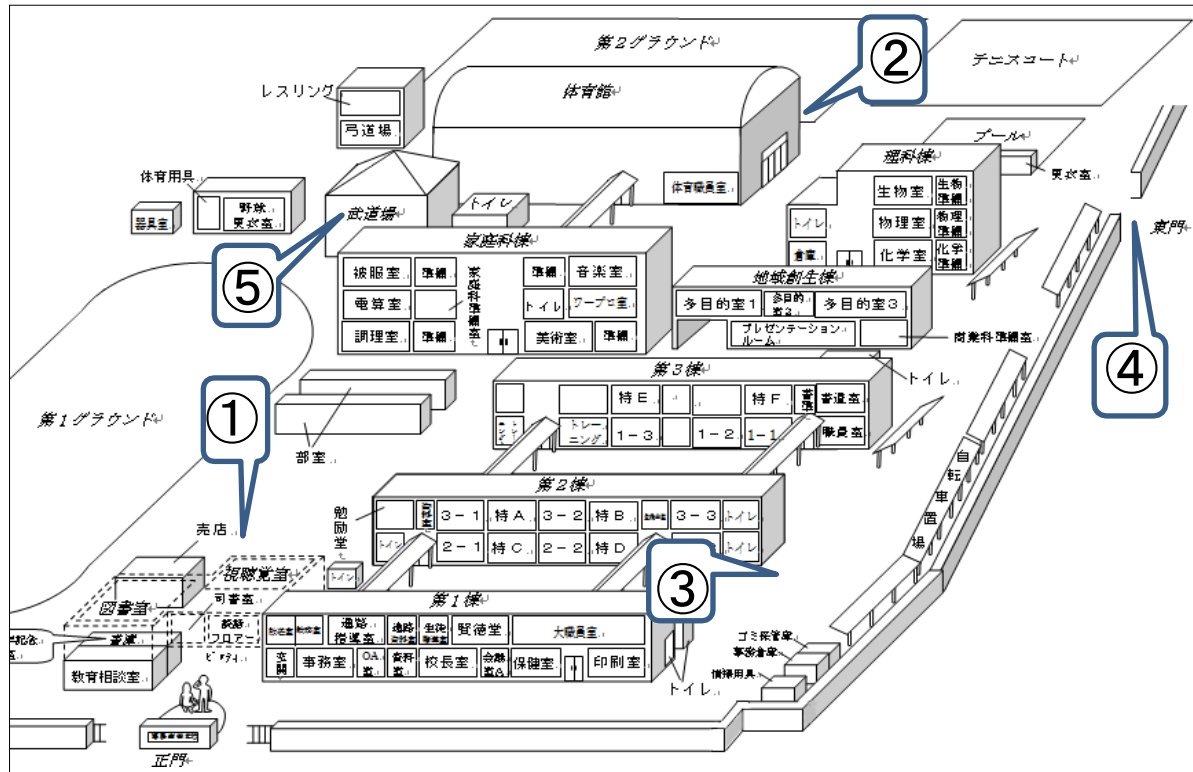
	必 要 用 品	大職員室	生徒指導室	事務室	体育職員室	1学期	2学期	3学期
1	ハンドマイク	1	1		2			
2	ワイヤレスアンプ (携帯マイク)		1		1			
3	懐中電灯	1	3	4	2			
4	トランシーバー (一職に 1 あり)	新 : 2、旧 : 6						
5	点滅指示灯 (誘導灯)		4	2				
6	電池 (単 1・2・3 : 80 個・30 個・300 個)	不明	80・26・27					
7	笛 (電子ホイッスル)				7			
8	防災ラジオ	1						
9	さすまた			2	2			

3・校外活動における安全確保および事前点検

校外活動（遠足・集団宿泊的行事・修学旅行等）の実施にあたっては、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性を持って児童生徒の安全確保に万全を期すものとする。計画・実施段階において、以下の項目について点検・確認を徹底する

	点検・確認項目	確認（状況）
1	校外活動先における事前調査 ・ 現地の最新情報の把握、経路・交通機関・行程の安全性の事前確認・実地調査等を行う。	
2	気象情報および悪天候時の代案設定 ・ 活動中における気象情報の収集体制、および悪天候等で活動ができない場合の代案を予め策定する。	
3	関係者との安全確保に関する事前調整 ・ 訪問先、宿泊先、旅行代理店等の関係業者と安全確保に関する打合せや調整を行う。関係業者の信用度（業務運営上の登録や保険加入の有無等）を調査・確認する。	
4	教職員間の連絡・報告体制の確立 ・ 引率教職員間での連絡方法、および引率教職員と在校教職員（管理職等）との定期的な連絡・報告体制を明確にする。	
5	生徒の緊急連絡体制・報告体制の整備 ・ 生徒が教職員から離れて活動する場合（班別自主研修等）の生徒から教職員への報告体制、および学校・保護者・関係機関等への緊急連絡体制を整備する。	
6	保護者への情報提供 ・ 校外活動における安全確保の取組や緊急時の対応等について、保護者へ予め十分な説明と情報提供を行う。	
7	児童生徒への事前の安全教育・指導 ・ 活動に関する児童生徒への事前の安全指導・移動時のマナーや危機回避に関する指導を徹底する。	
8	特別な配慮を要する児童生徒への対応 ・ 障害のある児童生徒等の特性に応じた必要な配慮や、一人で避難することが困難な児童生徒への具体的な対応・支援体制を予め個別に確認する。	

校内危険箇所【生徒アンケートより】



- ①：「売店横の草むらの中にある石碑につまづいて転びそうになった。」
⇒足元に注意せず歩いていると、石碑に気付かずつまづく可能性がある。
- ②：「体育館裏の第2グラウンド付近の街灯が少なく、排水溝に落ちそうになったことがある。」
⇒体育館横の出口に電灯があるが、夜はついていないことが多い。
他に外灯が少なく、夜暗くなると足元が見えづらい。
体育館正面の排水溝には蓋がなく、気付かないと落ちてしまう可能性もある。
- ③：「3年生の駐輪場周辺の地面が割れていたり、段差や溝があったりして危険
夜、自転車小屋に行くまでの道に街灯がなくて暗い。」
⇒外灯が少なく、夜暗くなると自転車小屋の周りが非常に見えづらくなる。
駐輪場周辺の道が古くなり、段差等が生じている。
- ④：「東門付近に街灯がないため、夜、人や自転車などが見づらくて危険」
⇒街灯が少なく暗い上、東門を出てすぐの道の歩道が狭く見通しも悪いので、出会い頭の衝突事故がおきかねない。
- ⑤：武道館は老朽化が著しく倒壊の恐れあり

校外危険箇所(福島高校から駅への坂道)



A～D：「坂を下るときなど、横道から車が来ているかわからず、ぶつかりそうになった。
見通しが悪く、ミラーも設置されていない。車が急に出てきて危険」

- A：石垣が死角になっている。
- B：石垣がやや死角になっている。
- C：石垣が死角になっている。2年生女子が、自転車と車で接触事故
- D：見通しが悪い。カーブミラーあり。

- ・A～Dに限らず、この坂道に出てくる横道は、石垣などにより見通しが悪く一時停止がみえにくい道も多い。
- ・坂道の歩道が狭く、歩いていても横道から急に車が出てくるとぶつかりそうになる。
- ・福島高校から駅に向かう際、坂の下りになっており、自転車のスピードが出やすい。
- ・自転車で通行する際、車道の路側帯を使用する生徒も多いが、逆走する生徒もいる。
- ・カーブミラーがほとんど設置されていない。

校外危険箇所(福島高校南側)



E : 「朝、小学生の送迎で車の列ができる。いつドアが開くかわからず危ない。」 ⇒送迎の車が道路脇に駐車すると、歩行者や自転車の通行の妨げになる。
F : 「道が狭く、自転車で通行する際に曲がりづらくて危険」 ⇒国道沿いの歩道が狭い上、朝は通勤で出入りする車が多く危険である
G : 「小学生が登校する際、横断ほどのないところで突然道を横断して危険」 ⇒横断歩道を使うよう小学校で指導してもらうなどの対応が必要か。
H : 「見通しが悪く、車が出てくるのが見えなくて危険。一時停止を無視する自転車もあり危ない。」 ⇒建物が死角になっており、カーブミラーもなく、見通しが悪い。
I : 「大きい家が死角になっており、見通しが悪くて危険」 ⇒道幅も狭く、家の塀が死角になっており見通しが悪い。
J : 「カーブミラーがなく見通しが悪くて危険」 ⇒見通しはそこまで悪くはないが、車がスピードを出して走行すると危険と思われる。
K : 「道の横にポールが立っており、それを車がよける際に急に進路変更をして危険」 ⇒ポールが道の両側にランダムに設置されており車が走行しづらい。
L : 「細い道で見通しが悪く、夜は街灯もなくて危ない。」 ⇒視界を遮っていた樹木等が工事により撤去された。現在、見通しはよくなった。
M : 「見通しが悪くミラーもない。車がスピードを出して危ない。」 ⇒三又の交差点になっているが、どの道にも一時停止がなく危険である。

校外危険箇所(福島高校北側)



N : 「死角から車が飛び出してきて危険。車とぶつかりそうになった。」 ⇒N地点から県南病院横を通る道の幅が狭く、死角も多くて、その一帯が危険である。
O : 「桜ヶ丘の出口のところが危険」 ⇒道幅が狭い。朝は交通量も多く、ブロック塀が死角になっているところもあり危険である。
P : 「自転車で走ると、雨の日など坂でスリップして危ない。」 ⇒斜度はそこまでではないが、落ち葉や砂などによってスリップすることがあると考えられる。 物理的な改善は難しいので、本人に気をつけて走行してもらう。
Q : ⇒自転車で登下校する中学生と、車がぶつかりそうになっていることがある。 また、横断歩道前の地面に張られた点字ブロックが剥がれかけており危険
R : ⇒道幅が狭く、ブロック塀が死角になっていて危険である。

福島高等学校 防災訓練（地震・津波）実施要項

- 1 日 時 令和 年 月 日 ()
- 2 目 的 地震・津波発生という異常事態にどのように備え、対処すべきか検討する。
人的・物的被害を最小限に抑えるための訓練を行い、防災意識の高揚を図る。
- 3 対 象 本校生徒及び職員
- 4 状況設定 令和 年 月 日 () 時 分 日向灘沖で地震発生、 時 分頃 津波発生
震源 日向灘南部（串間市沖合50km 深さ20キロメートル）
- 5 訓練要項 (1) クラス担任は訓練当日、SHR後（～ : ）で訓練の目的・避難経等を説

明する。（地震による1次避難、津波による2次避難）地震発生の通報を合図に、生徒を放送に集中させ、冷静かつ真摯な態度臨むように指示する。

- (2) 地震発生により、通報連絡係（事務長）は直ちに校内放送により地震の発生を知らせる。

放送内容【事務長】「ただ今、地震が発生しました。火を扱っている所は直ちに火を消して下さい。

(放送or ハンドマイク) その他の生徒は直ちに机の下に隠れなさい。」（繰り返す）

(地震のおさまりの確認後)

- 1次避難：「地震がおさまりました。全員机の下から出て、出口に近い人から整然と
急ぎ足で外に出て下さい。窓際の生徒は窓を開けてから出て下さい。」
「先生の誘導に従って、第1グラウンド（雨天時は体育館）に避難しなさい。」
「他の人を押しついたりせずに、整然と無言で避難しなさい。」（繰り返す）

- (3) 担任は校内放送に留意しながら必要な措置をとる。通報後は、室内の状況を確認し出席簿を持って教室を出る。避難場所まで誘導後、各任務につく。

- (4) 避難場所に集合したら、各クラスの人員確認と事故の有無を
【学級委員長→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭】の順で連絡する。

- (5) テレビ・ラジオ・携帯電話等で津波予報の確認（事務長・事務室・職員）をし、
「津波警報が発表されました」を受信したら、事務長は教頭に連絡する。

放送内容（ハンドマイク）【教頭】

- 2次避難：「ただ今、津波警報が発令されました。生徒は、先生の誘導に従って校舎へ
急いで避難して下さい。」（繰り返す）

- 6 避難経路 （一年：第三棟二階廊下 二年：第二棟二階廊下 三年：第一棟二階廊下）

1次避難 第2棟1階教室は、北側の出入り口を利用し第1グラウンドへ。

第2棟2階教室は、南側の出入り口を利用し第1グラウンドへ。

第3棟1階教室は、教室北側の廊下を利用し第1グラウンドへ。

家庭科棟、地域創生棟、理科棟その他は、回り道をせず最短で第1グラウンドへ。

2次避難 1年は、1組が東側階段、2組が中央階段、3組が西側階段を利用すること。

2年は、1, 2組が西側階段、3組が東側階段を利用すること。

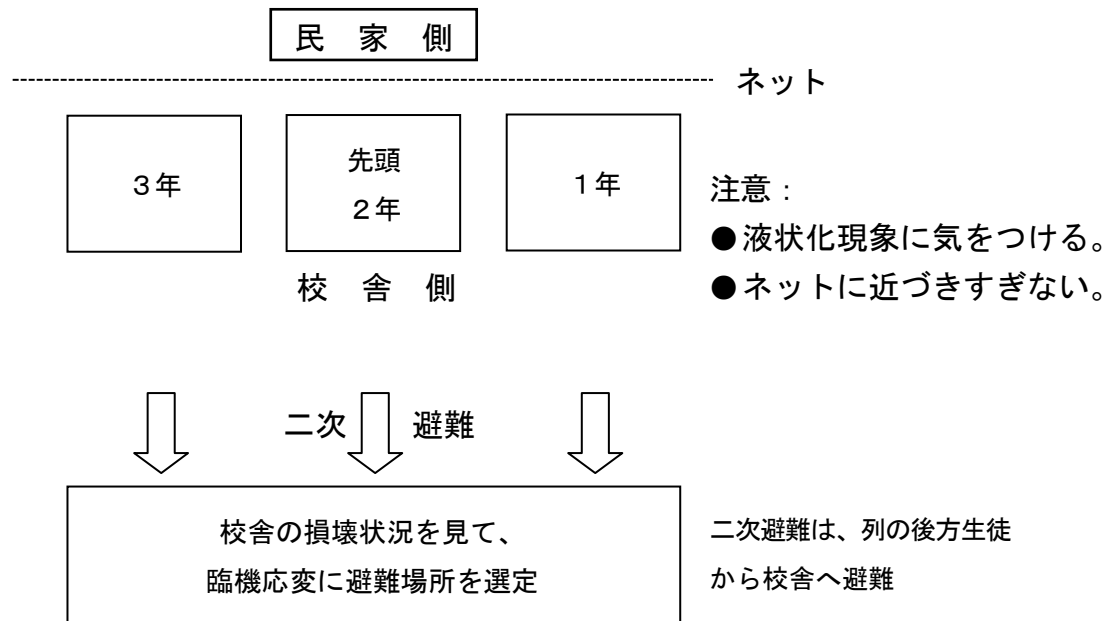
3年は、1, 2組が西側階段、3組が東側階段を利用すること。

※ 点呼【学級委員長 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭】

- 7 全体集合後、総括・講話

※日頃から家族で「どこへ避難」「どのように確認し合うか」を話し合っておことを指導しておく。

○グランドでの集合隊形



○福島高校「地震・津波災害時避難所」指定の対応

地域住民の津波避難について

家庭科棟・地域創生棟・理科棟・体育館2階へ避難

避難時の心得

「おはしもち」

- 「お」さない … 混雑する場所で押さない。将棋倒しになる危険性がある。
- 「は」しらない … 校内の狭い場所では走らない。
- 「し」やべらない … 大事な情報がみんなに聞こえるよう、余計なおしゃべりはしない。
- 「も」どらない … 忘れ物などを取りに戻らない。
- 「ち」かづかない … 倒れやすいものなどに近づかない。

「津波てんでんこ」

…「津波が来たら、肉親に構わず、各自てんでんばらばらに一人で高台へと逃げろ」が本来の意味。津波は到達速度が速く、離れた場所にいる肉親等の元へ駆けつけていると逃げ遅れて共倒れになってしまうため、「一族を存続させるためにも、自分一人だけでもとにかく早く高台へと逃げよ」という意味があり、また「自分の命は自分で守れ」とも含意しているとされる。また、自分自身は助かり他人を助けられなかったとしてもそれを非難しない、といった暗黙のルールになっている。

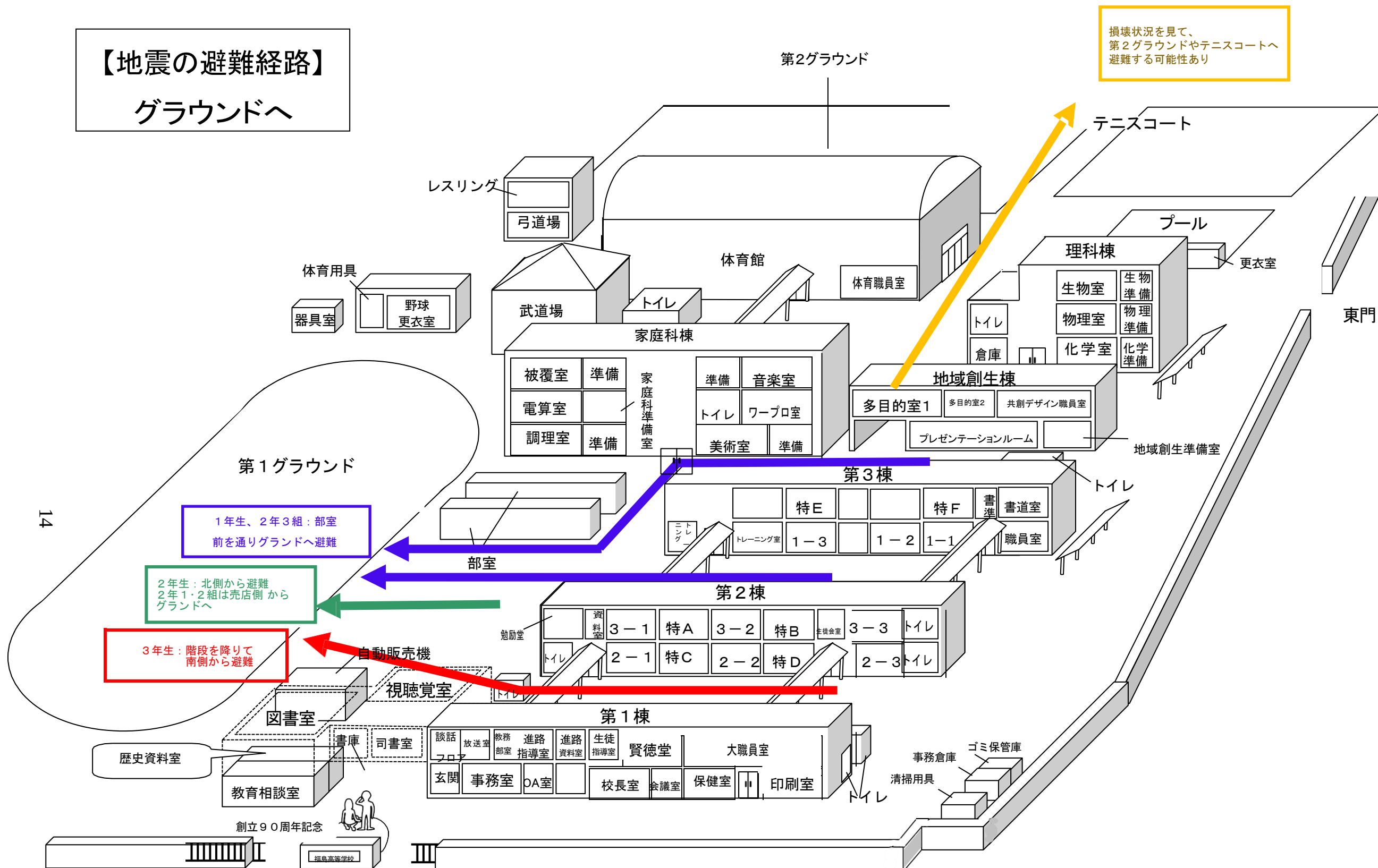
ただ、離れた場所にいる肉親等の元へ駆けつけることはできなくても、付近に居合わせ者同士が声を掛け合い、一緒に避難して命が守られた例は多い。その場でできる助け合いがあることも忘れてはならない。

(周囲への積極的な避難の呼びかけは必要、余計な私語は不必要)

【地震の避難経路】

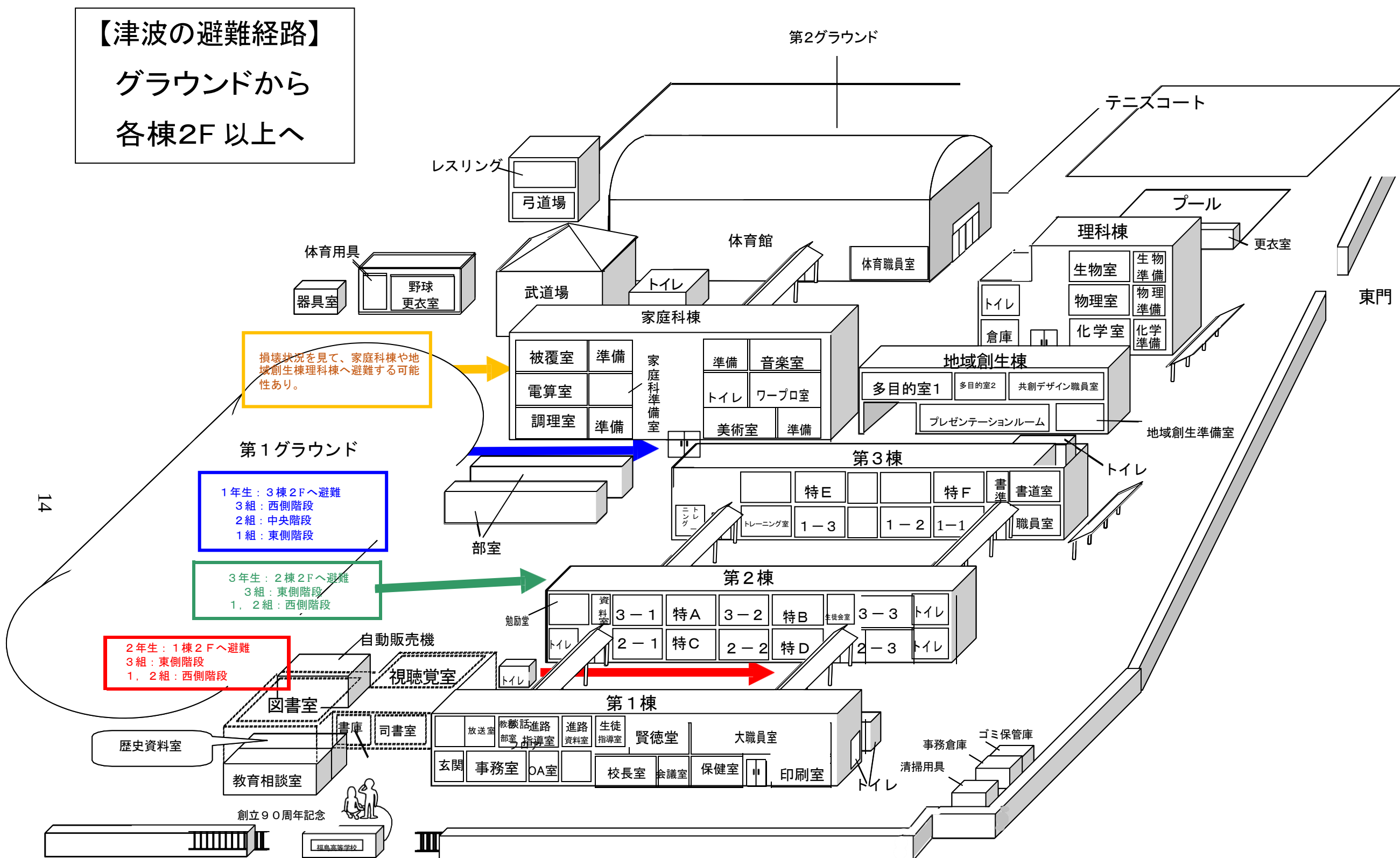
グラウンドへ

損壊状況を見て、
第2グラウンドやテニスコートへ
避難する可能性あり



【津波の避難経路】

グラウンドから
各棟2F 以上へ



福島高等学校 防災訓練（火災）実施要項

1. 日 時 令和 年 月 日（ ）
2. 目 的 ①火災発生時に生徒を安全かつ迅速に避難させることを目的とした訓練
②火災発生時マニュアルの徹底と各職員の役割の確認
3. 対 象 本校生徒および職員
4. 内 容 ア. 避難訓練 イ. 訓練の講評・その他
5. 訓練要項 (1) クラス担任は訓練当日、各ホームルームで訓練の目的等を説明する。
(2) 火災発生により、事務長は直ちに校内放送により火災の発生を知らせる。
(3) 火災発生の通報を合図に授業を中断し、放送に集中させ、冷静かつ真摯な態度で臨むように指示する。

異常事態発生

※ 火災報知器作動・・・現場の確認、本部へ報告

放送内容 「ただいま、〇〇棟、〇〇階、〇〇教室より火災が発生しました。」

(事務長) 「火災場所を避け、速やかに〇〇へ避難しなさい。」(繰り返し放送する)

「他の人を押したりせず、整然と無言で避難しなさい。」

消防署通報「こちらは福島高校です。」

(119番) 「校内の〇〇棟、〇〇階から火災が発生しました。」

(事務長) 「消防車の出動をお願いします。」

分かっている人は、次のことも伝える。

●逃げ遅れた人やけが人がいるか

●何が燃えているか

- (4) 授業中、教科担任は校内放送に留意しながら必要な措置をとる。通報後は、室内の状況を確認し出席簿を持って、最後に教室を出る。また、避難場所まで誘導後、各任務につく。
- (5) 避難場所に集合したら、学級委員長は自分のクラスの人員を確認し、事故の有無を【学級委員長→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭】の順で連絡する。
- (6) 避難訓練の講評を受ける。(校長または教頭講評)
- (7) 消防署からの話
- (8) 初期消火訓練

6. 避難経路

* 避難場所が第1グラウンドの時は校舎配置図参照(火災の状況によっては臨機応変に対応)

7. 当日の日程

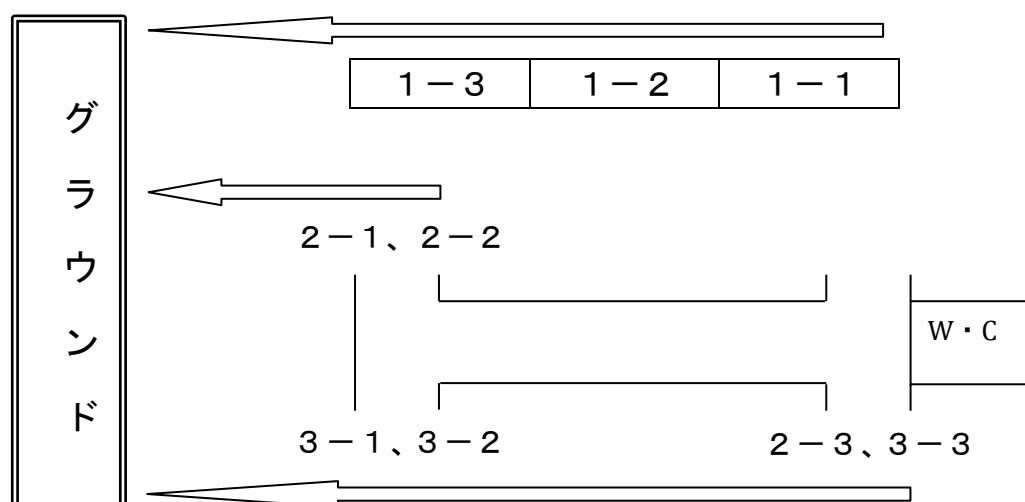
防災訓練は職員の訓練です。「いざ」というときに混乱のないよう危機管理マニュアルを熟読しておいてください。

防災訓練（火災）についての注意事項・避難経路

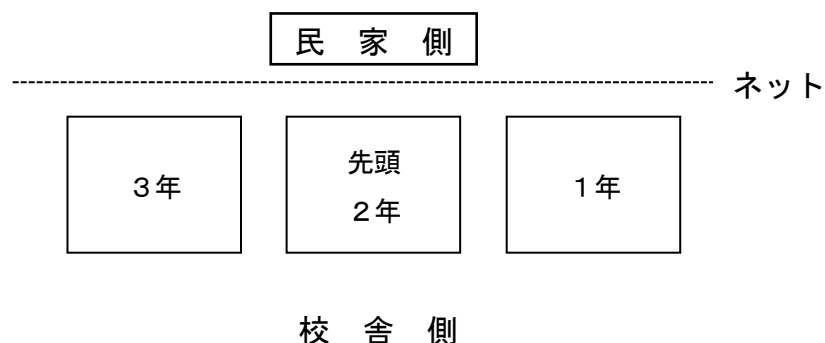
○ 注意事項

1. 火災の避難訓練であること
2. 出火場所は1年職員室であること
3. 放送及び先生の指示に従って行動すること
4. 避難経路、避難場所を確認すること
5. 委員長は出席簿を持ち出すこと
6. 避難するときには窓を閉めておくこと
7. ハンカチ、タオル等で口をふさいで移動すること
8. 無言で慌てず速やかに移動すること

○ 今回の避難経路



○ グラウンドでの集合隊形



※ 実際の避難経路・避難場所については、火災場所を確認の上で放送の指示に従ってください

※火災の避難訓練 → 窓を閉める

※地震の避難訓練 → 窓を開ける

事故・災害発生時における緊急時の対応訓練要項

1. 目 的

- 学校生活の中で起こりうる事故災害を予測し、適切な判断と迅速で安全な行動をとることができるよう、職員間の協力体制の確認を行う。
- 「緊急事態発生時のハリーコール」のかけ方について、全職員が理解する。
- 正しい心肺蘇生法の手技を身につける。

2. 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 中間考査〇日目

3. 場 所 福島高等学校体育館、校舎

4. 講 師 串間市消防本部から 3 名（急な災害発生時には変更あり）

5. 訓練の流れ
- （1）全体説明・講師紹介【5分】
 - （2）〇〇〇について【10分】
 - （3）対応訓練（〇曜日の〇限目設定で訓練）
 - ～ 全体説明後、職員移動【5分】
 - ～ 放送で訓練開始（環境保健部職員がビデオ撮影）【10分】
 - ～ 訓練終了後、全員でビデオ視聴【10分】
 - ～ 意見交換【15分】
 - ～ 講師からの講評【5分】
 - （4）心肺蘇生法手技確認【30分】・・・3チームに分かれて練習
 - （5）講師への御礼の言葉（校長）

6. 事故の想定内容

- ～（〇曜日の〇限目の授業が始まる直前に、3年1組生徒が教室で遊んでいて、廊下の窓にぶつかる。窓が割れ、右腕から大量に出血している。）

7. 役割分担（当日、その場で役割分担を決める）

- | | |
|---|--------------|
| 発見者（リーダー）… 最初に生徒の異変に気づいた職員（〇曜日〇時間目の教科担） | |
| 応援者 … 職員数名 | 救急隊役 … 消防署の方 |
| 生徒役 … ダミー人形 | 担任役 … 〇〇先生 |
| 周りにいた生徒役 … 職員数名 | 事務室 … 〇〇先生 |
| 串間市消防署通信員 … 消防署の方 | ビデオ記録 … 〇〇先生 |

※ 発見者は現場でのリーダーになる。各教室に設置している「リーダーのカード」・「記録のカード」を使用する。

※ 「リーダーのカード」にそってその場の応援者へ役割を振り分け、記録係に「記録のカード」を渡す。

※ その他の職員は各場所で待機。ハリーコールを聞き、手が空いている職員は現場に駆けつける。全員で後ほどビデオ視聴。

※ 119番通報してから5分程度で消防隊が到着して訓練終了。

※ 養護教諭は保健室待機。

※ AEDの場所には訓練用AEDトレーナーを入れておく。(消防署より借用)

8. 準備物

ダミー人形・AED トレーナー・キューマスク・ビデオカメラ・三脚

9. 流れと留意点 ※ 役割 A～G は、現場でのリーダーがその場にいる人へ振り分ける。

	流れ (いずれもほぼ同時進行)	留意点
発見者 【現場でのリーダー】	生徒の意識等を確認。 ハリーコールで応援者を呼ぶ。 現場に集まった者に役割を振り分ける。 現場でやるべき事にもれがないか、チェックする。	・まず時計を見て発見した時間を確認する。 ・最寄りの電話を探し、ハリーコールをかける。 ・応援を呼んだら、現場に戻る。 ・状況に応じて心肺蘇生法を開始する。 (交代者が来るまでやめない) ・役割分担にもれがないように、終わったかどうかチェックする。 (必要であればチェックシート使用)
役割 A	119 番通報。	・どの電話を使うか？ ・伝える内容は？ 氏名・年齢・性別・状況 「正門から(東門から)入ってください」 「誘導者を出します」
役割 B	AEDを持ってくる。 (事務室前・体育館玄関 2台配置)	・事務室にも緊急事態であることを伝える。 ・AEDの棚の扉を開けるとブザーが鳴るが、閉めると止まるので気にしない。
役割 C	状況・処置の経過を記録する。	・発見した時間から処置の内容まで時系列に記録する。
役割 D	救急車を正門(東門)から現場へ誘導。	・どちらの門から救急車を入れればよいか判断する。
役割 E	担任・管理職へ連絡する。	・担任不在の場合は副担任か学年主任へ。
役割 F	周囲の生徒の移動と安全確保。	・落ち着いて移動させる。 (生徒のパニック・過呼吸発作などの予防) ※今回は架空の生徒たちへ移動するよう声をかける。
役割 G	応急手当の補助。(心肺蘇生の交代)	・心肺蘇生法を交代する時はなるべく中断時間を短くする。
担任役	担任は保護者へ連絡。	・落ち着いて状況を伝える。 (憶測でなく、事実のみを伝える) ・病院名を知らせ、保護者に来てもらう。
管理職	管理職は関係機関へ連絡。	・全体を把握し、関係機関へ連絡する。
養護教諭	養護教諭は、救急箱・保健調査票を持って現場にかけつける。	・協力して応急手当を行う。

10. 119番通報要領

消防	はい、119番です。 火事ですか？ 救急ですか？
通報者	救急です。
消防	場所はどこですか？
通報者	福島高校です。
消防	救急車の必要な人のお名前と性別、年齢を教えてください。
通報者	〇〇〇さん 男性（女性） 〇〇歳です。
消防	どうしましたか？
通報者	生徒が（ガラスにぶつかり、腕から大量に出血）しています。
消防	あなたのお名前とお掛けの電話番号を教えてください。
通報者	〇〇〇です。 電話番号は〇〇〇です。
※ 消防から確認の電話がかかってくることがあるので、学校から電話した場合は必ず事務室にその旨を伝えること。携帯電話の場合も常に保持しておくこと。	

11. 保護者への連絡

1 落ち着いて名前を告げる。	私は福島高校の〇〇さんの担任の△△です。
2 現在分かっている情報だけを伝える。	〇〇〇さんが（ガラスにぶつかってけがをしました。出血が多かった）ので、すぐに救急車を呼びました。
3 搬送先の病院が分かれば伝える。	病院は□□に搬送するようです。保険証を持って病院までいらしてください。
4 同乗者が分かれば伝える。	学校からは☆☆が救急車に同乗します。
5 保護者への気遣い。	気をつけてお越しください。 また伝えることがあれば、お電話します。

リーダー宣言
「私が、リーダーをします！」

依頼確認事項	依頼者	時 間	済み☑
119番通報		:	
AEDの手配		:	
記録		:	
生徒移動		:	
救急車誘導		:	
心肺蘇生法の交代		:	
心肺蘇生法の交代		:	

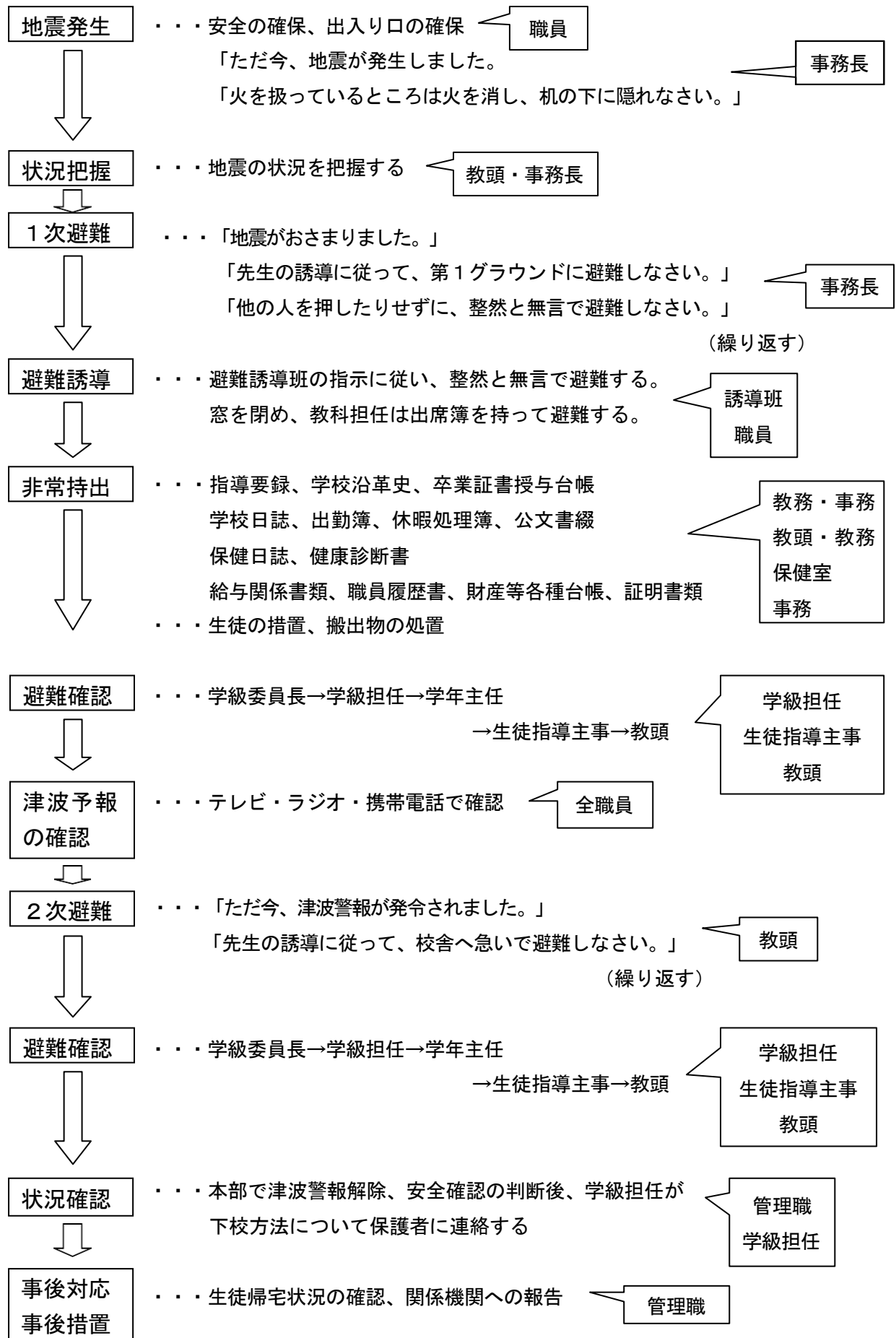
※ 養護教諭、担任、管理職、保健主事が現場にいるか確認する。

Ⅱ・

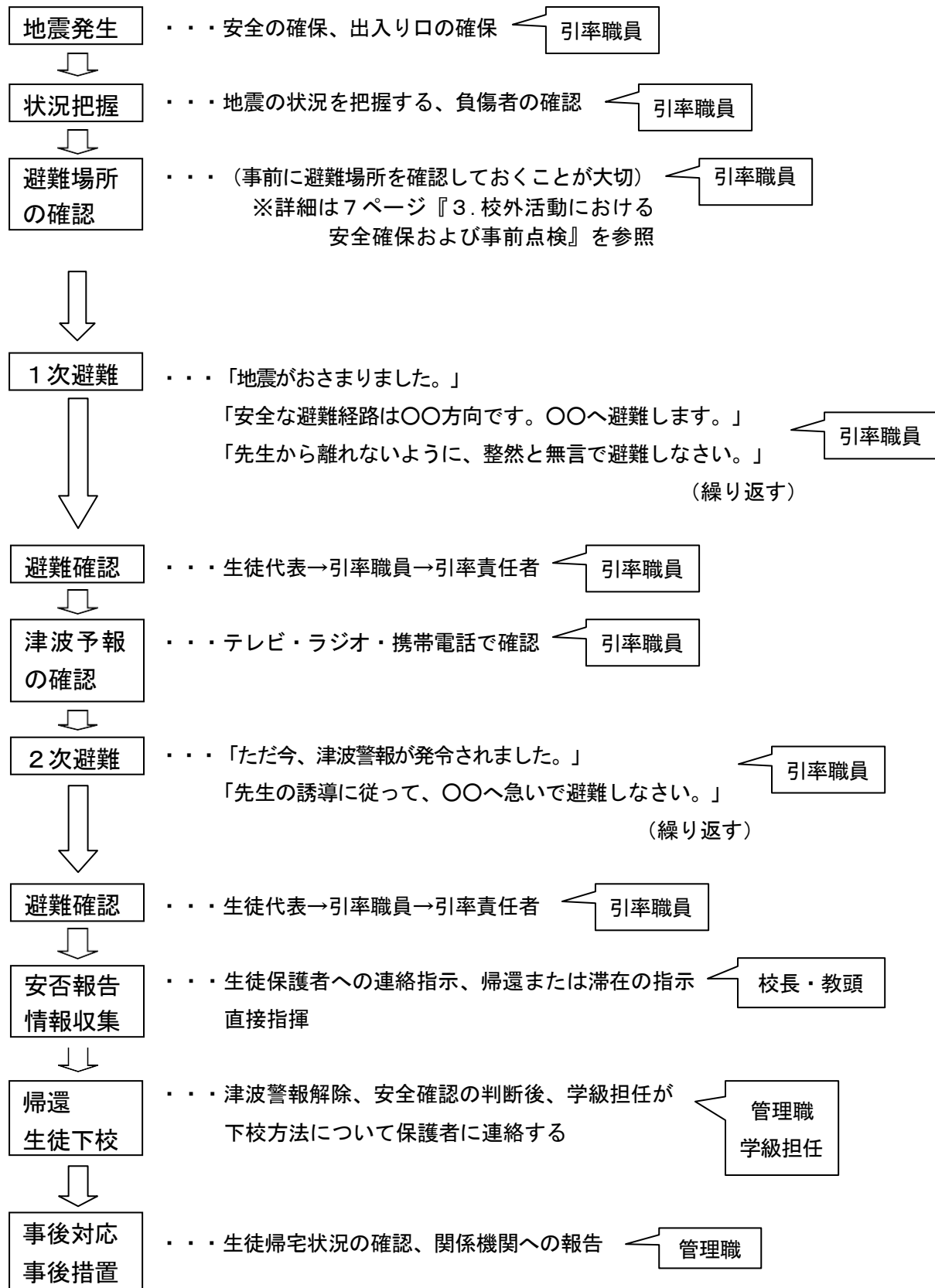
発生時の
危機管理

(命を守る)

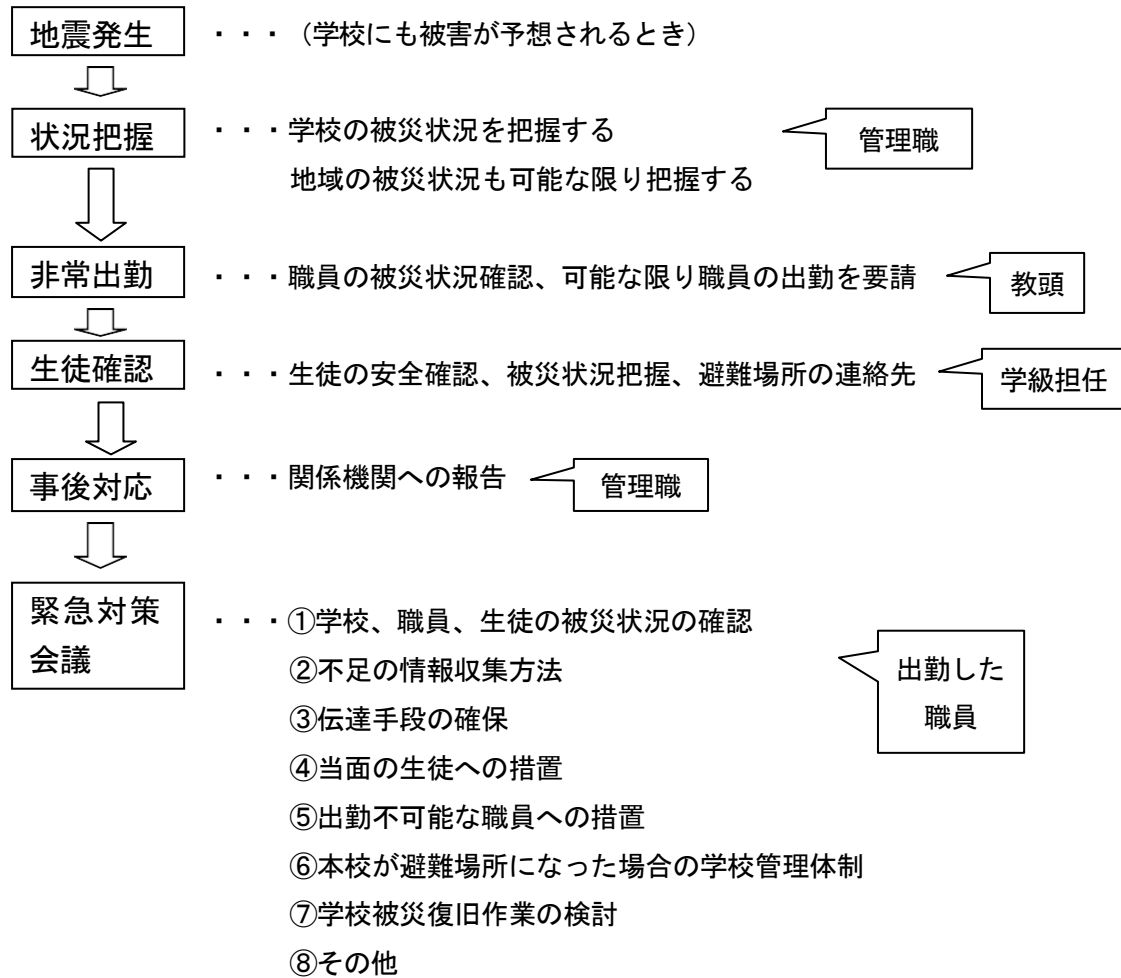
生徒在校中の地震・津波



生徒引率中の地震・津波



生徒不在時の地震・津波



学校震災対応メモ

クラス	学級担任	副担任	副担任	生徒在籍数			確認 数	早退 数	欠席 数	遅刻 数	負傷 者
				男子	女子	合計					
1-1											
1-2											
1-3											
2-1											
2-2											
2-3											
3-1											
3-2											
3-3											

	点検項目	確認		点検項目	確認
1	火災発生の危険性		6	校舎内外の敷地・床等のひび割れ	
2	ガラス類の破損状況と危険性		7	落下物等の散乱による危険性	
3	外壁モルタル等破損状況と危険性		8	室内施設・設備・物品等の状況	
4	校舎の柱等の異常		9	出入り口・窓等の開閉状況	
5	建物自体の傾き		10	電気配線等の断線状況	

3・学校周辺の被災状況確認

通学地域の被災状況の情報収集。対応は、職員会議で協議

4・緊急対策職員会議の協議事項

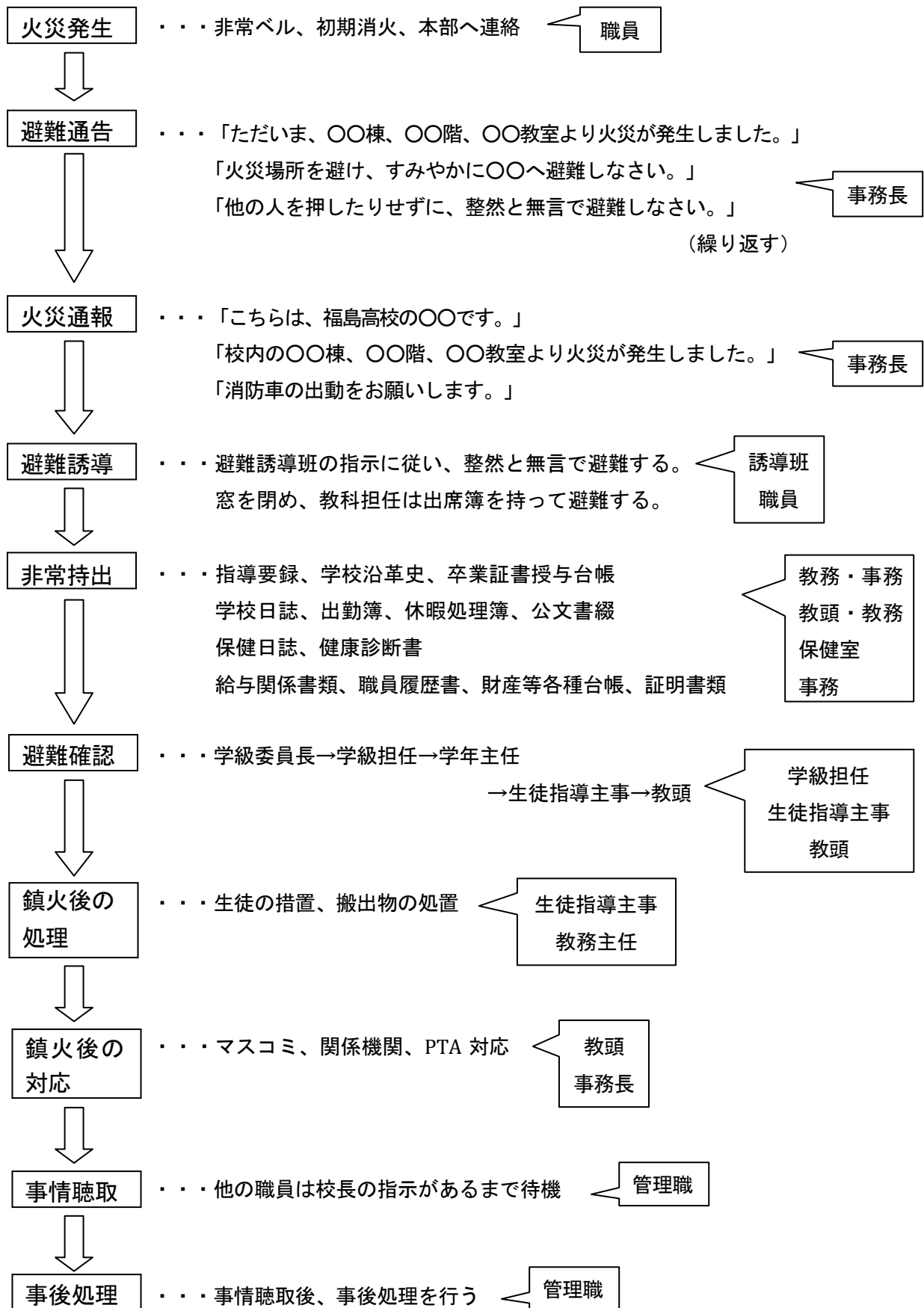
- (1) 学校、職員、生徒の被災状況の確認
- (2) 不足の情報収集方法
- (3) 伝達手段の確保
- (4) 当面の生徒への措置
- (5) 出勤不可能な職員への措置
- (6) 本校が避難場所になった場合の学校管理体制
- (7) 学校被災復旧作業の検討
- (8) その他

5・串間市災害対策本部との連絡

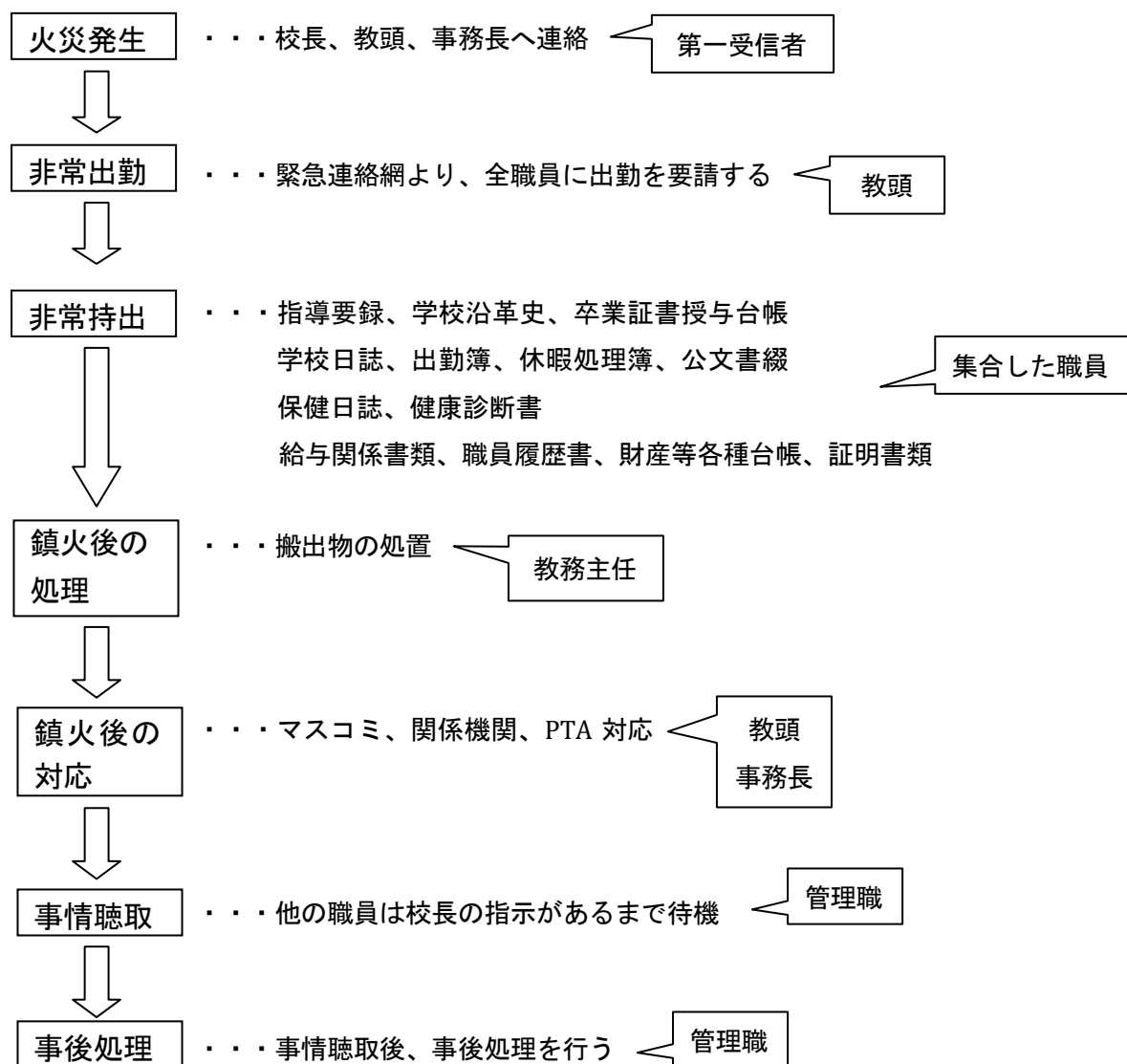
6・家族への安否確認の方法

防災メール、引き渡しカード（ない場合は名票等に対応）の連絡先へ担任連絡

生徒在校中の火災



生徒不在時の火災



学校火災対応メモ

クラス	学級担任	副担任	副担任	生徒在籍数			確認 数	早退 数	欠席 数	遅刻 数	負傷 者
				男子	女子	合計					
1-1											
1-2											
1-3											
2-1											
2-2											
2-3											
3-1											
3-2											
3-3											

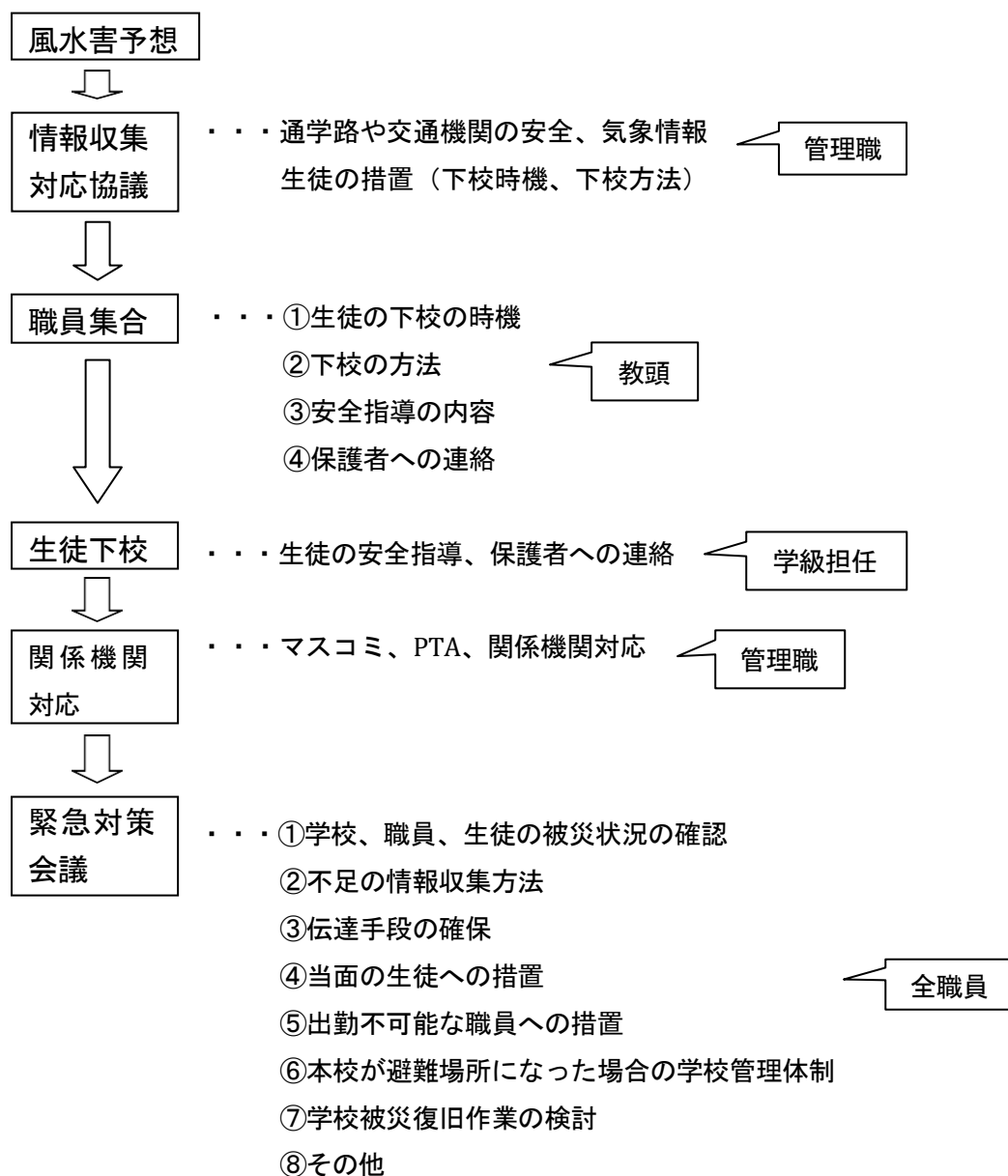
	持 出 品		確認		持 出 品		確認
1	指 導 要 録	教 務		7	保 健 日 誌	保健室	
2	学 校 沿 革 史	校 長 室		8	健 康 診 断 書	保健室	
3	卒業証 書 授与台帳	事 務 室		9	給 与 関 係 書 類	事務室	
4	学 校 日 誌	教 務		10	職 員 履 歴 書	事務室	
5	出 勤 簿	職 員 室		11	財 産 等 各 種 台 帳	事務室	
6	休 暇 処 理 簿	職 員 室		12	そ の 他		

	点検項目	確認		点検項目	確認
1	室内の施設・設備・物品等の状況		6	建物自体の被災状況	
2	ガラス類の破損状況と危険性		7	落下物等の散乱による危険性	
3	外壁モルタル等破損状況と危険性		8		
4	電気配線等の断線状況		9		
5	ガス配管の破損状況		10		

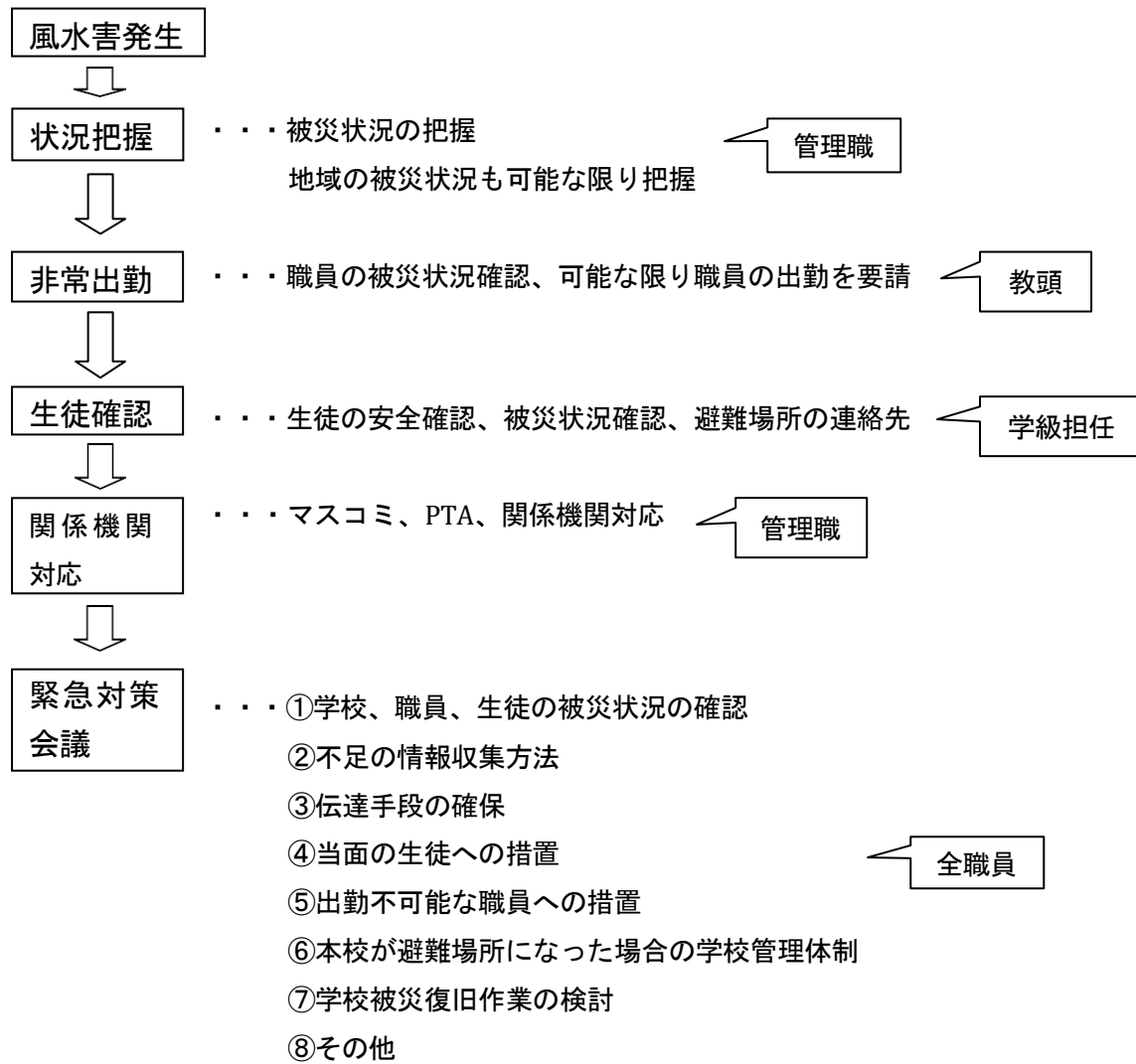
4・緊急対策職員会議の協議事項

1. 学校被災状況の確認
2. 昨日の戸締りの状況
3. ガスストーブ・火気等の状況
4. 電気器具・化学薬品等の使用状況
5. 当面の生徒の配置
6. 火災事後処理事務
7. その他、必要な活動・対策等

生徒在校中の風水害



生徒不在時の風水害



風水害被災時の対応メモ

(令和 年 月 日 曜 時 分現在)

発令されている警報・注意報	
台風の情報	位置（東経 度、北緯 度）、気圧（ ） 風速（ m）、進路と速度（ へ毎時 km） 最大接近予測時刻（ 月 日 時頃）
ニュース等から得られる 今後予想される状況	

2・通学路の状況

交通機関	
道路状況	
予想される災害とその場所	

3・臨時職員会議

(1) 現在の状況の確認（上記）

(2) 生徒の措置

① 在校時

ア 生徒下校の時期

イ 下校の方法

ウ 下校時の指導事項

エ 保護者への連絡

② 在宅時（校長・教頭・事務長間協議）

ア 生徒措置の状況

（臨時休校、始業遅らせの登校、自宅待機）

イ 職員の措置

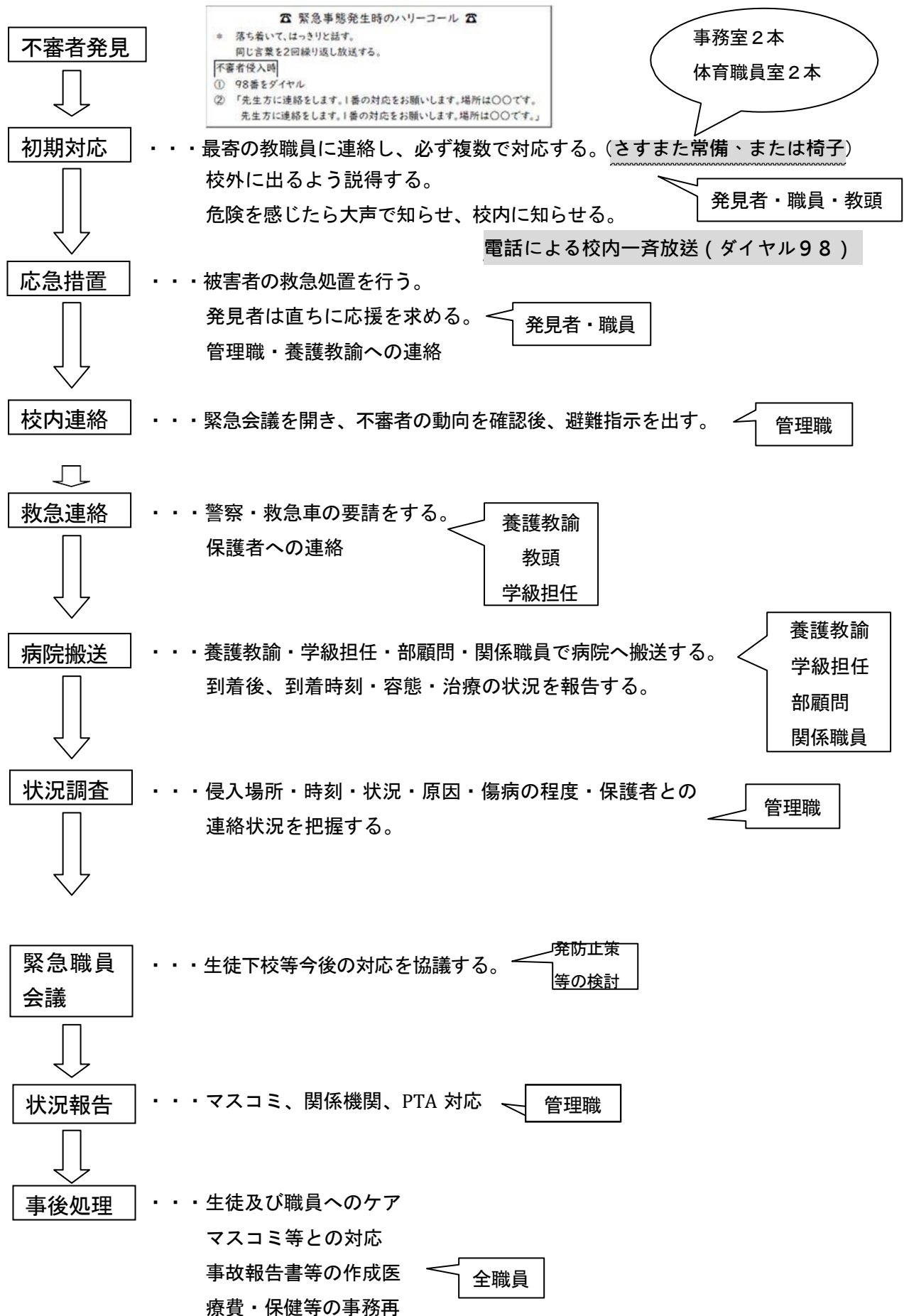
（出勤、自宅待機、指定時刻出勤）

ウ 生徒・保護者への連絡

エ 職員への連絡

(3) その他

不審者侵入（ハリーコール）



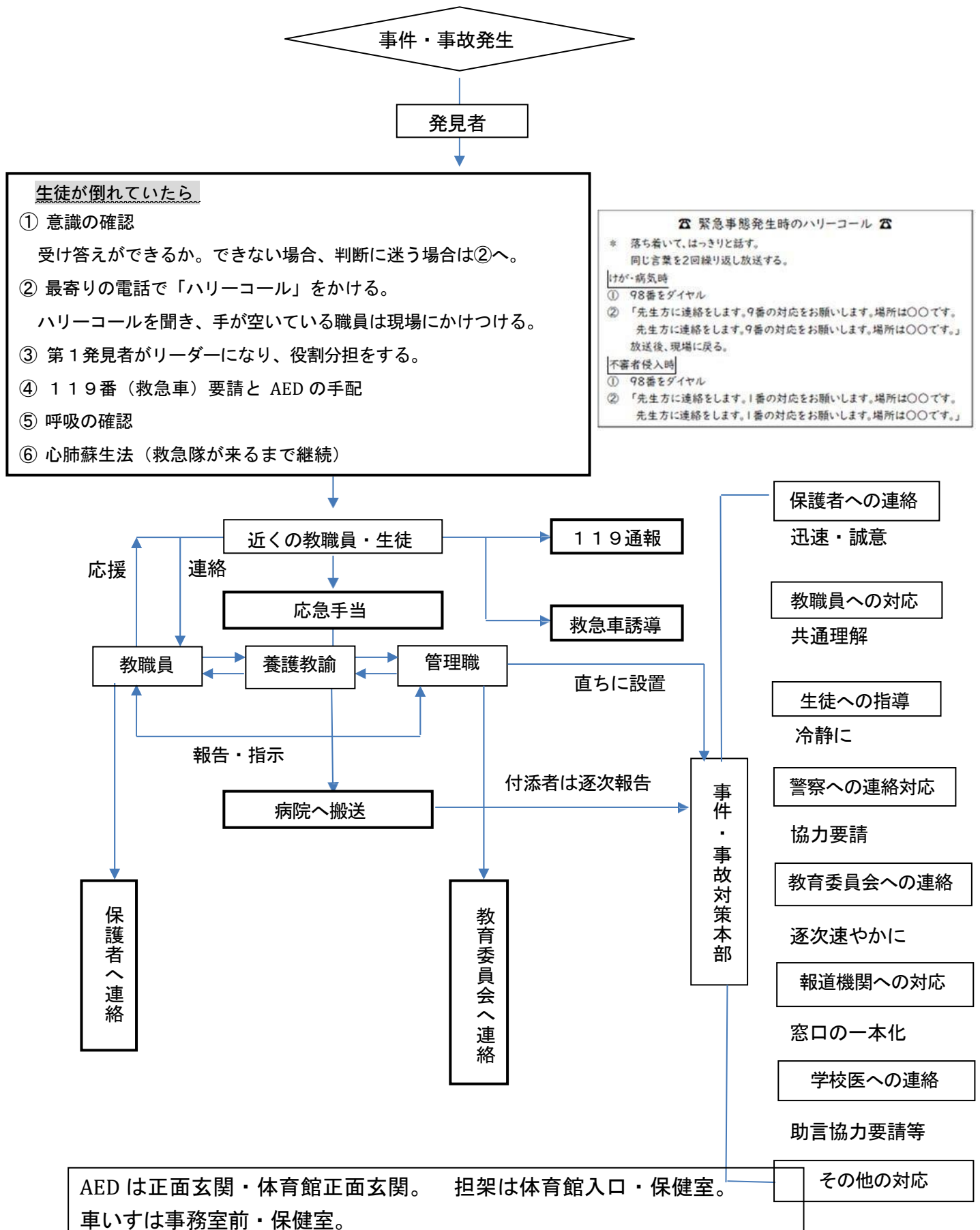
不審者侵入対応メモ

被害者氏名		生徒の場合	学年・組 保護者名	
電話番号			保護者の連絡先	

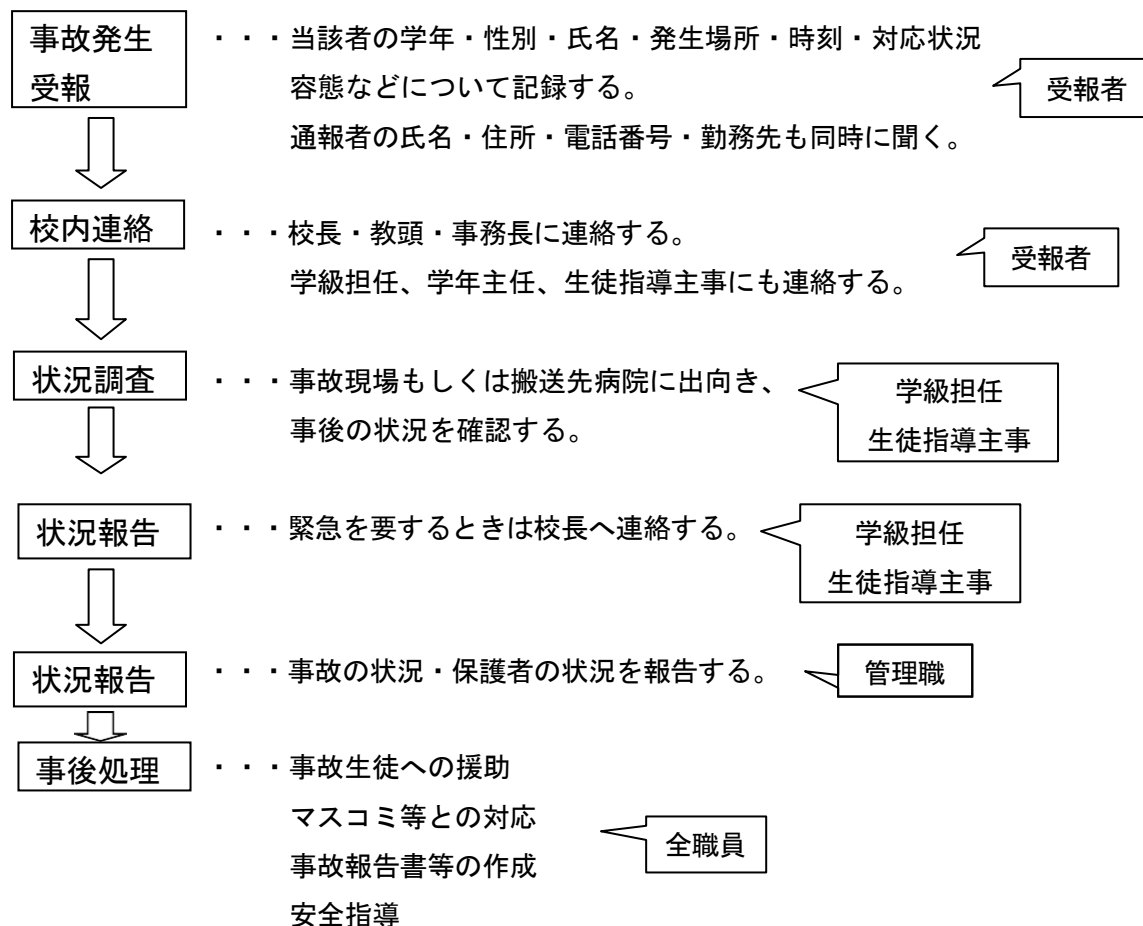
不審者の特徴	身長	cm 位	年齢	歳位	髪の色・形	
	顔の特徴					
	着物の種類・色					
	その他					

不審者侵入の日時	令和 年 月 日 (曜) 時 分頃 時間帯
場所	
不審者侵入の原因 及び状況	
警察への 連絡の有無 及び状況	
搬送先病院 及び容態	
対応状況	
保護者との 連絡状況	
特記事項	

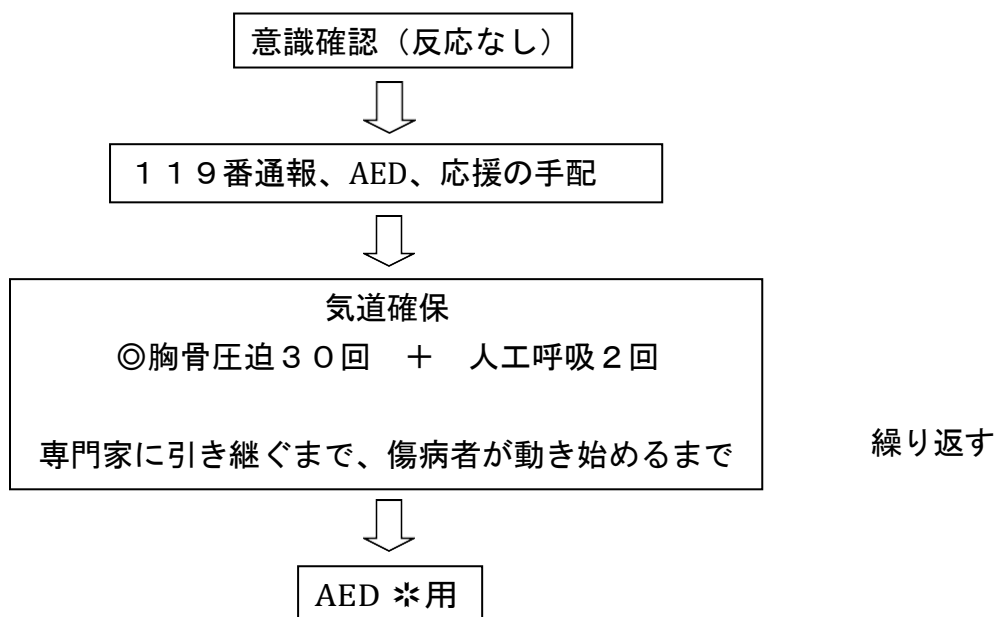
学校内における生徒の事故（ハリーコール）



学校外における生徒の事故



AED の対応について



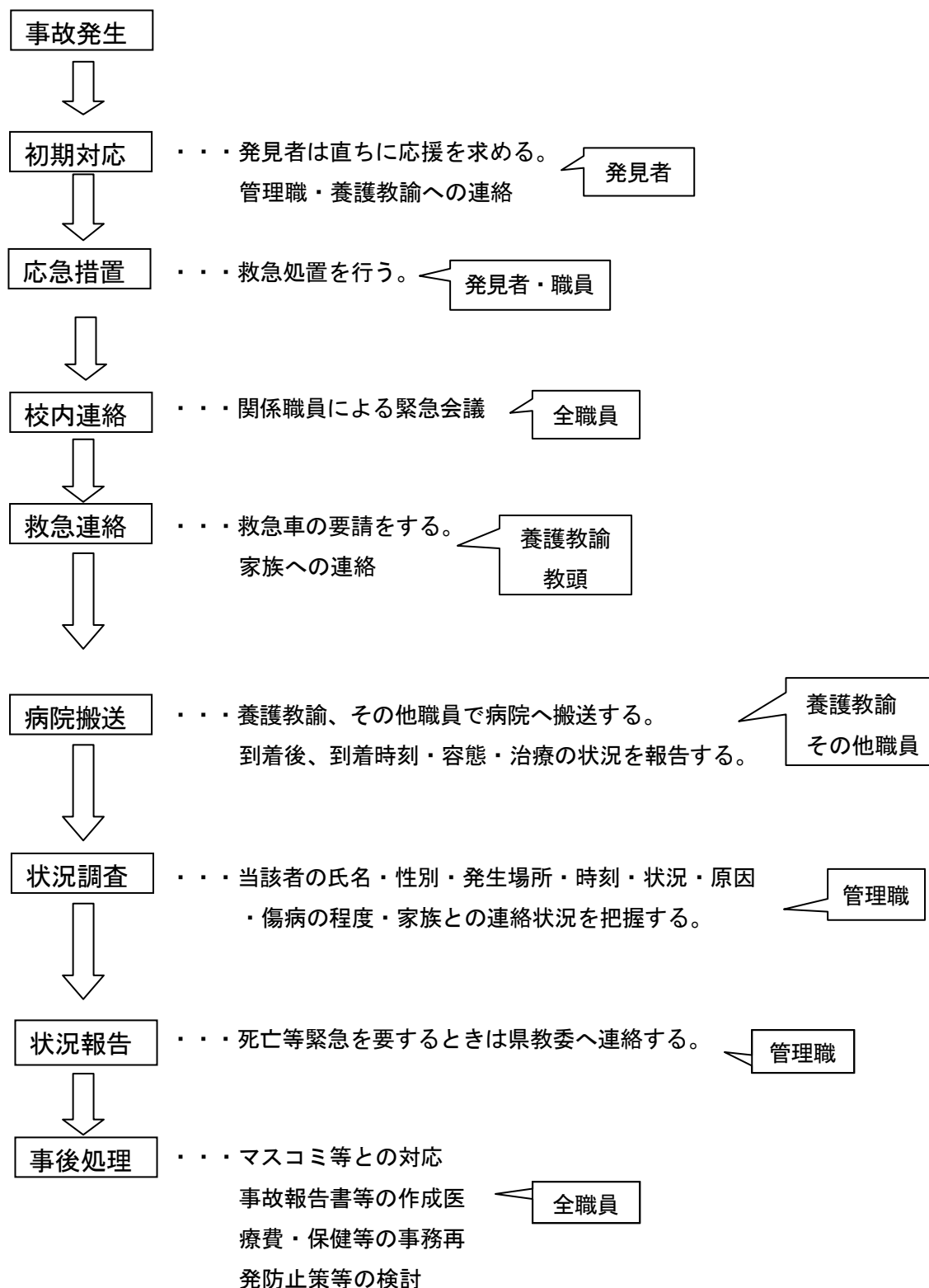
生徒事故対応メモ

学年・組	年 組	性 別	男 女	連 絡 先	
氏 名			保 護 者 氏 名		

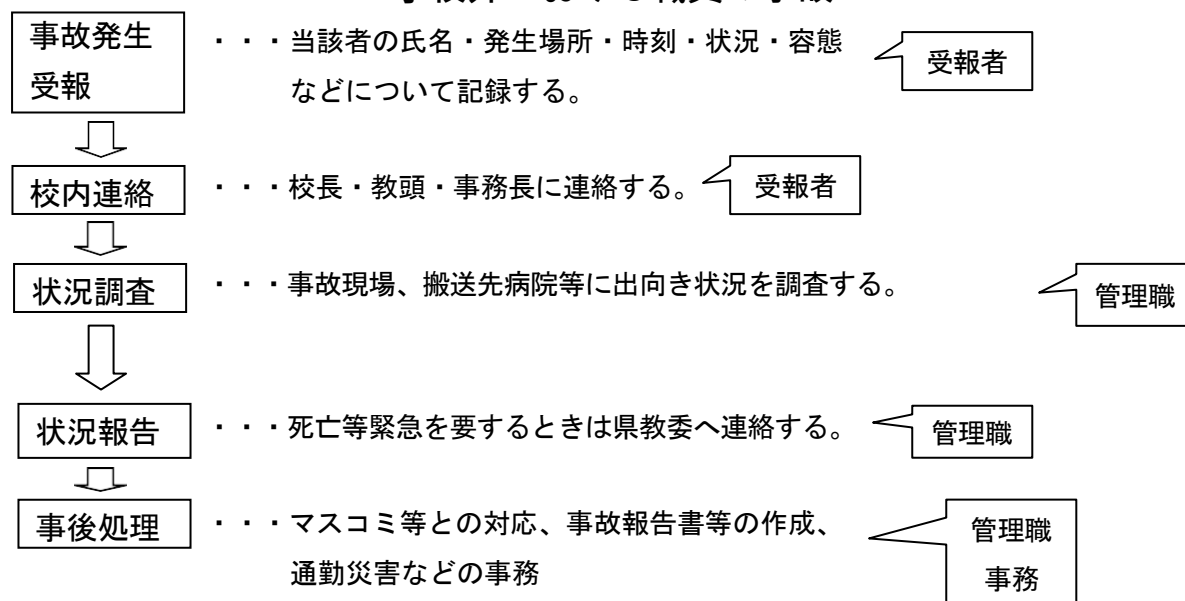
相手方氏名		年 齢		電 話 番 号	
住 所					
参 考 事 項					

事 故 件 名					
日 時	令和 年 月 日 (曜) 時 分頃 時間帯				
事故の場所					
損害の程度					
事故の原因 状 況					
搬送先病院 及 び 容 態					
対 応 状 況					
保護者との 連 絡 状 況					
特 記 事 項					

学校内における職員の事故



学校外における職員の事故



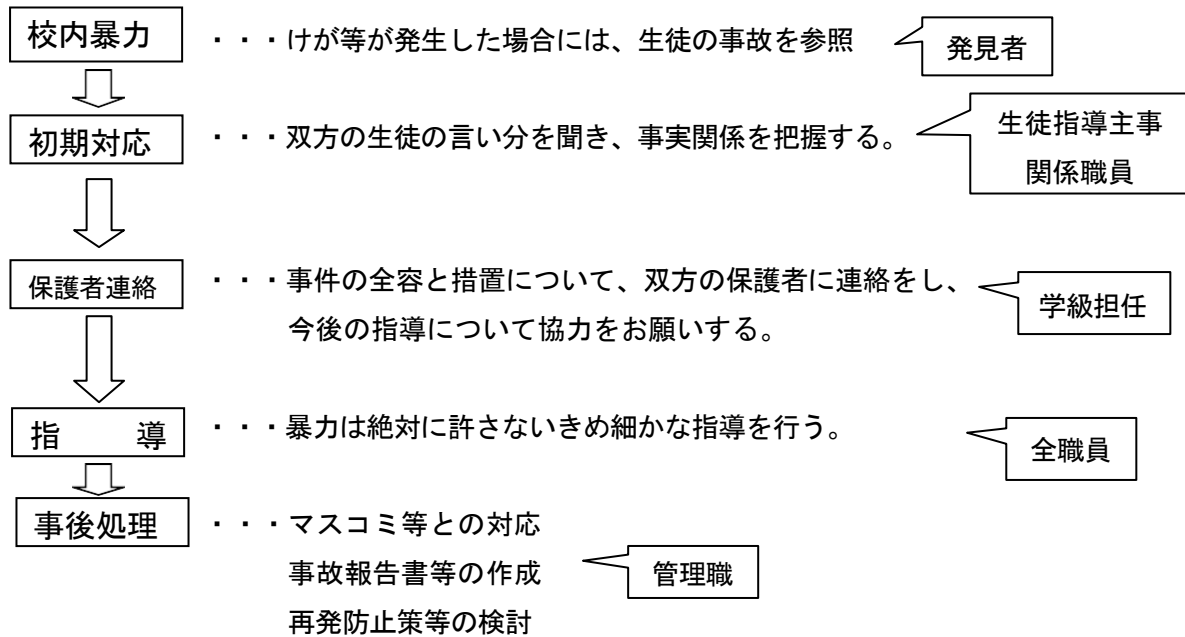
職員事故対応メモ

職・氏名		電話番号	
住 所			

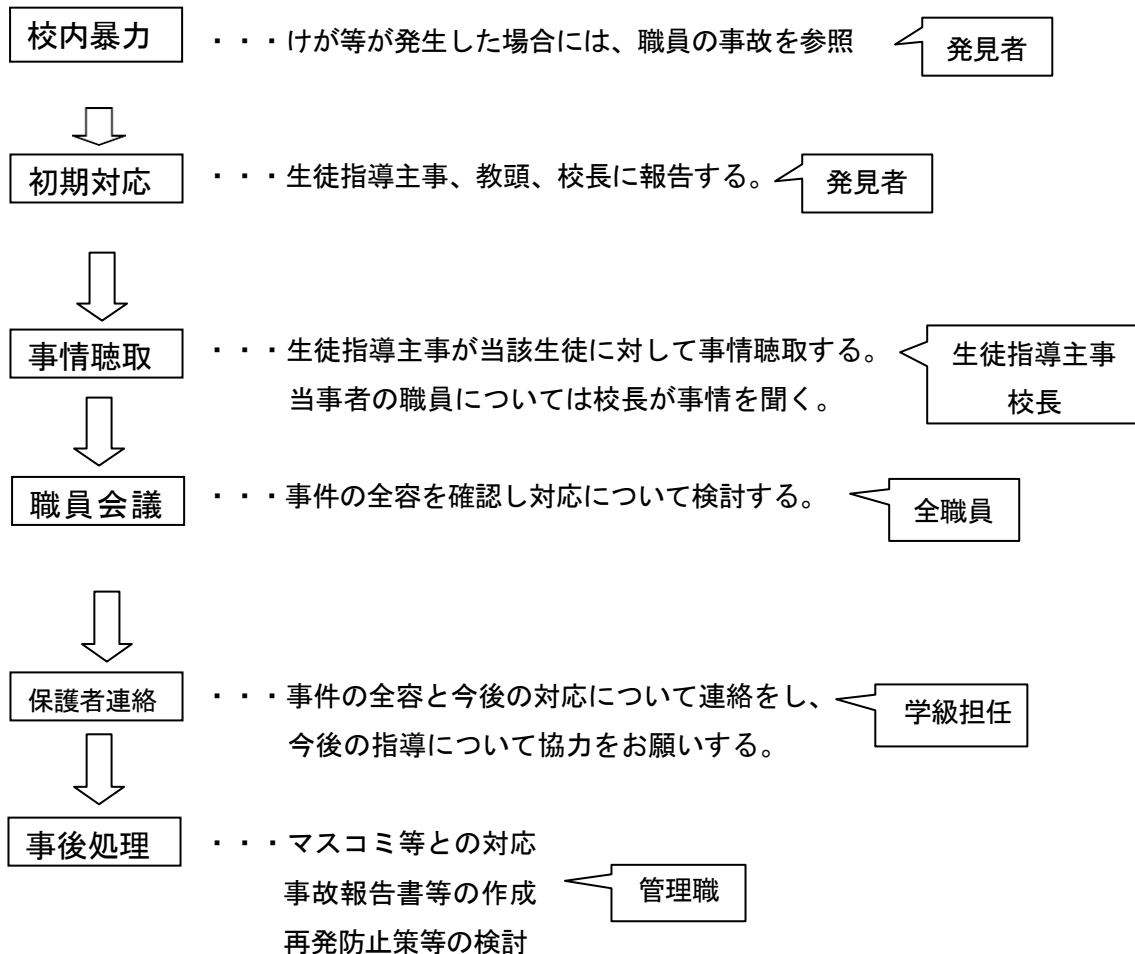
相手方氏名		年齢		電話番号	
住 所					

事 故 件 名	
日 時	令和 年 月 日 (曜) 時 分頃 時間帯
事故の場所	
損害の程度	
事故の原因 状 況	
搬送先病院 及 び 容 態	
対 応 状 況	
家 族 と ☆ 連 絡 状 況	
特 記 事 項	

校内暴力（生徒相互）



校内暴力（対教師）



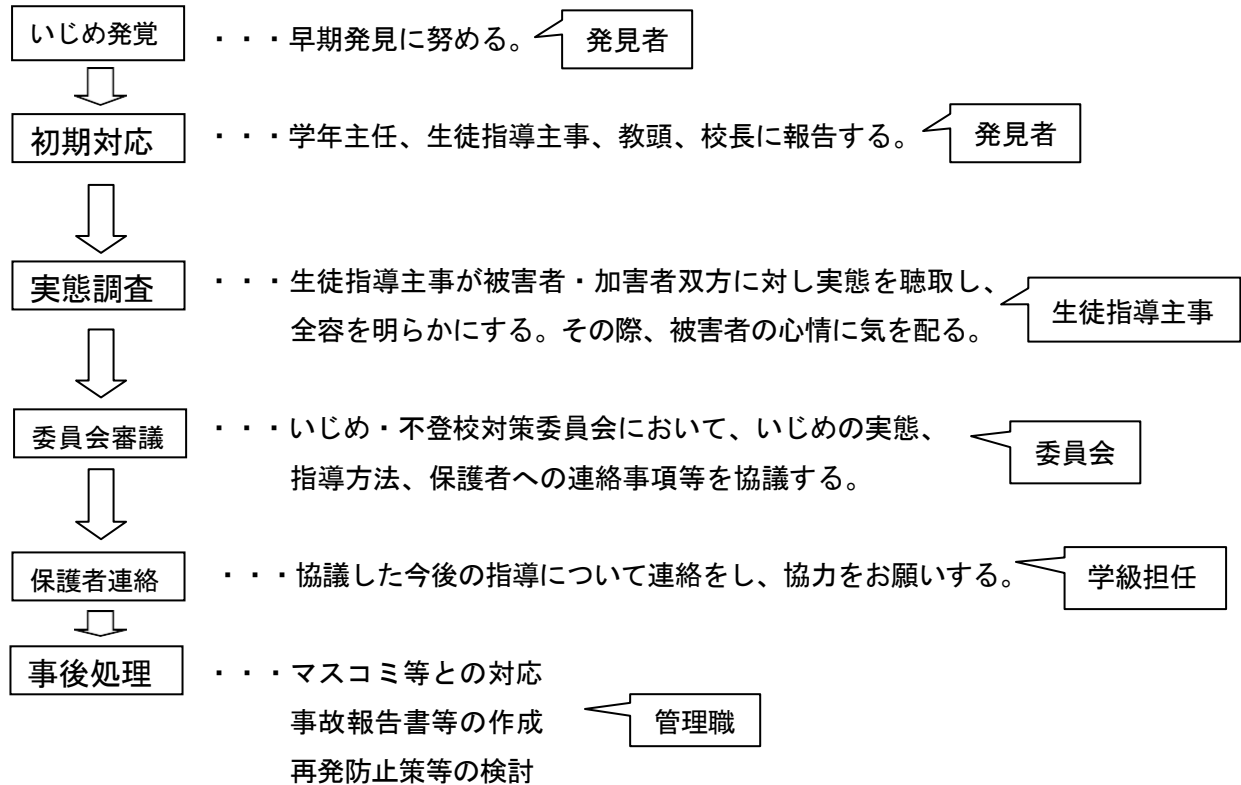
暴力対応メモ

被害者氏名	(男・女)	生徒の場合	年・組 保護者名	
住 所			電 話 番 号	

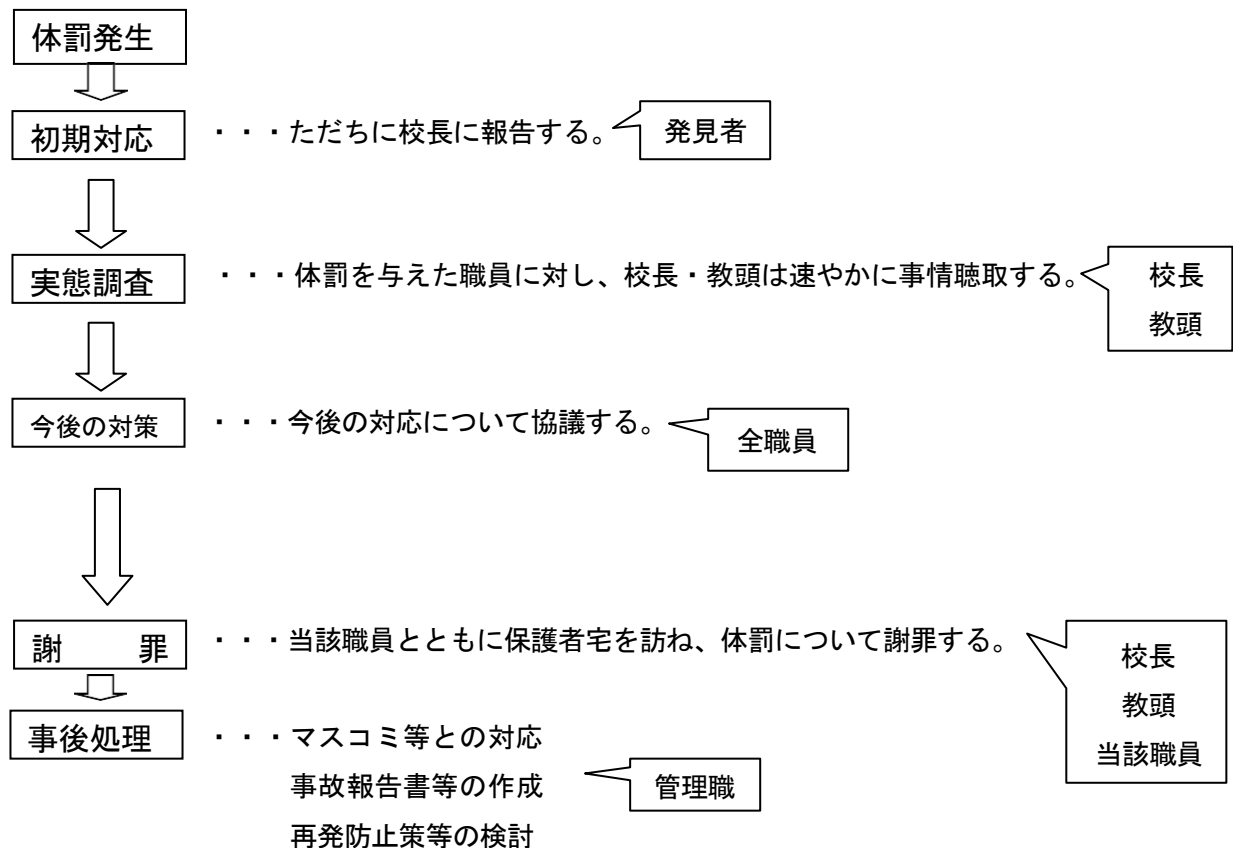
加害者氏名	(男・女)	年・組 保護者名	
住 所			電 話 番 号

日	時	令和 年 月 日 (曜)				時	分頃	時間帯
場	所							
搬送先病院 及 び 容 態								
原 因 と な っ た 状 況	被 害 者 の 言 い 分			加 害 者 の 言 い 分				
暴 力 に 至 っ た 背 景								
今後の指導 対 応 状 況								
保護者との 連 絡 状 況								
特 記 事 項								

いじめ



体罰



いじめ対応メモ

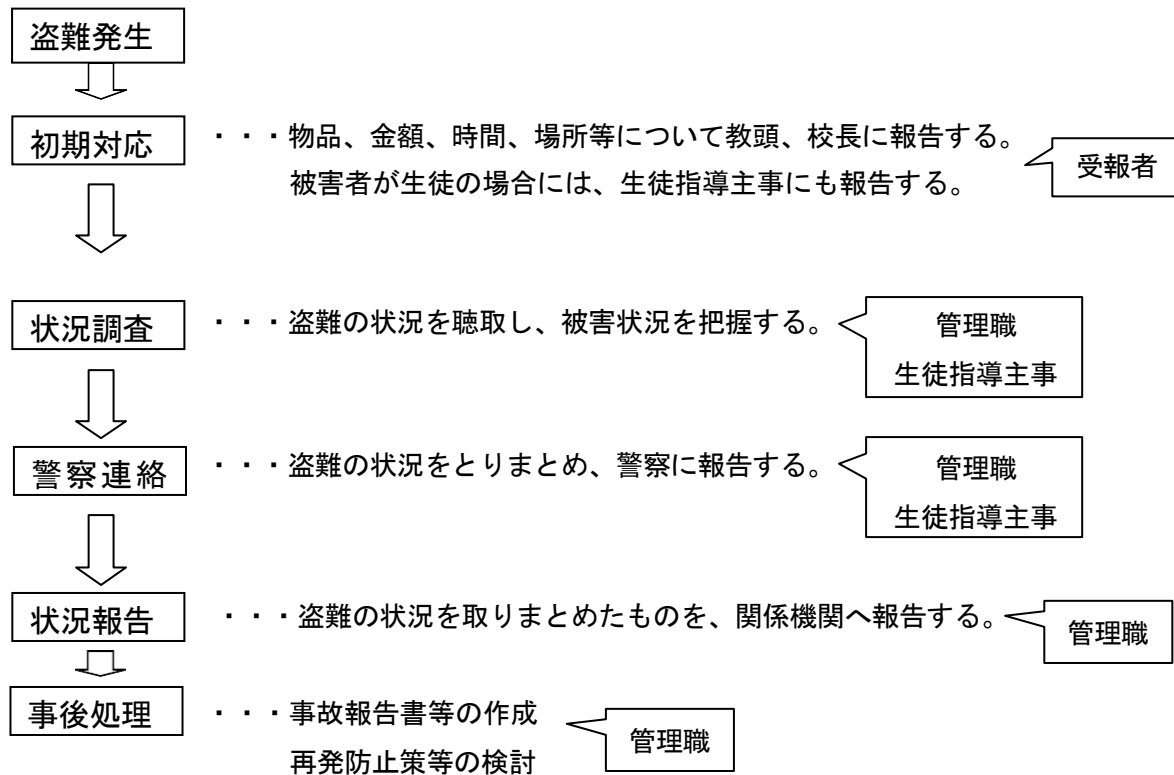
被害者氏名	(男 女)	学年・組 保護者名	
	(男 女)		
	(男 女)		
	(男 女)		
	(男 女)		
加害者氏名	(男 女)	学年・組 保護者名	
	(男 女)		
	(男 女)		
	(男 女)		
	(男 女)		
日 時	令和 年 月 日 (曜) 時 分頃 時間帯		
場 所			
原 因 となつた 状 況	被 害 者 ☆ 言 い 分		加 害 者 ☆ 言 い 分
いじめに 至 っ た背 景			
今 後 の 指 導 対応状況			
保護者と の 連絡状況			
特記事項			

体罰対応メモ

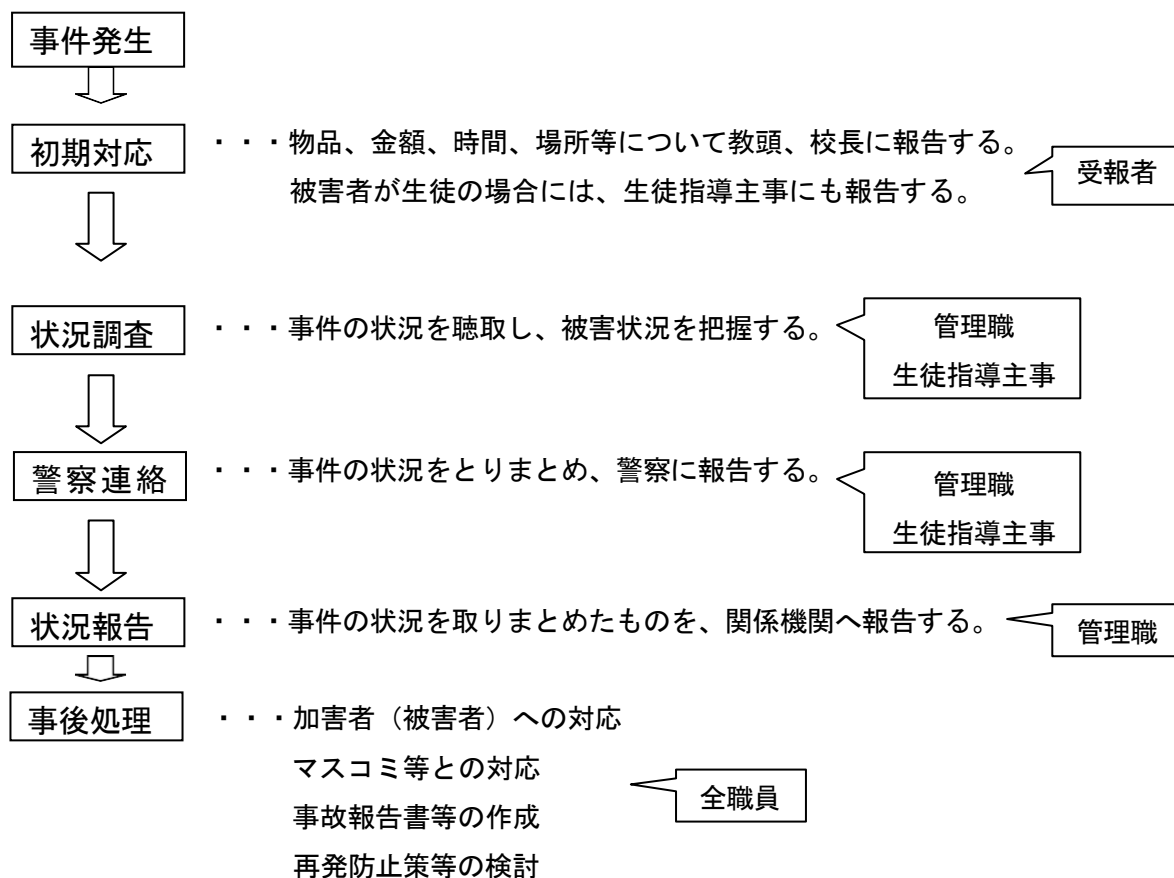
被害者氏名	(男 ・ 女)	年 ・ 組 保護者名	
住 所		電 話 番 号	

加害者氏名（職・氏名）	(男 女)		
日 時	令和 年 月 日 (曜) 時 分頃 時間帯		
場 所			
搬送先病院 及 び 容 態			
原 因 と な っ た 状 況	被 害 者 の 言 い 分	加 害 者 の 言 い 分	
体 罰 に 至 っ た 背 景			
今後の指導 対 応 状 況			
保護者との 連 絡 状 況			
特 記 事 項			

盗難



万引き・窃盗・恐喝



盗難事件対応メモ

被害者氏名	(男・女)	年・組 保護者名	
住 所		電 話 番 号	

日	時	令和	年	月	日 (曜)	時	分頃	時間帯
場	所							
盗 難 ☆ 被 害 状 況	1. 盗難にあった物品)) (2. 盗難にあった金 () 額 (3. 盗難の場所 円)) (4. 保管状況 (有 ・ 無)) 5. 目撃者の有無 ()							
そ ☆ 他 施 設 等 の 被 害 状 況								
対 応 状 況								
警 察 へ の 届出の有無	(有 ・ 無) (理由:)							
保護者との 連 絡 状 況								
特 記 事 項								

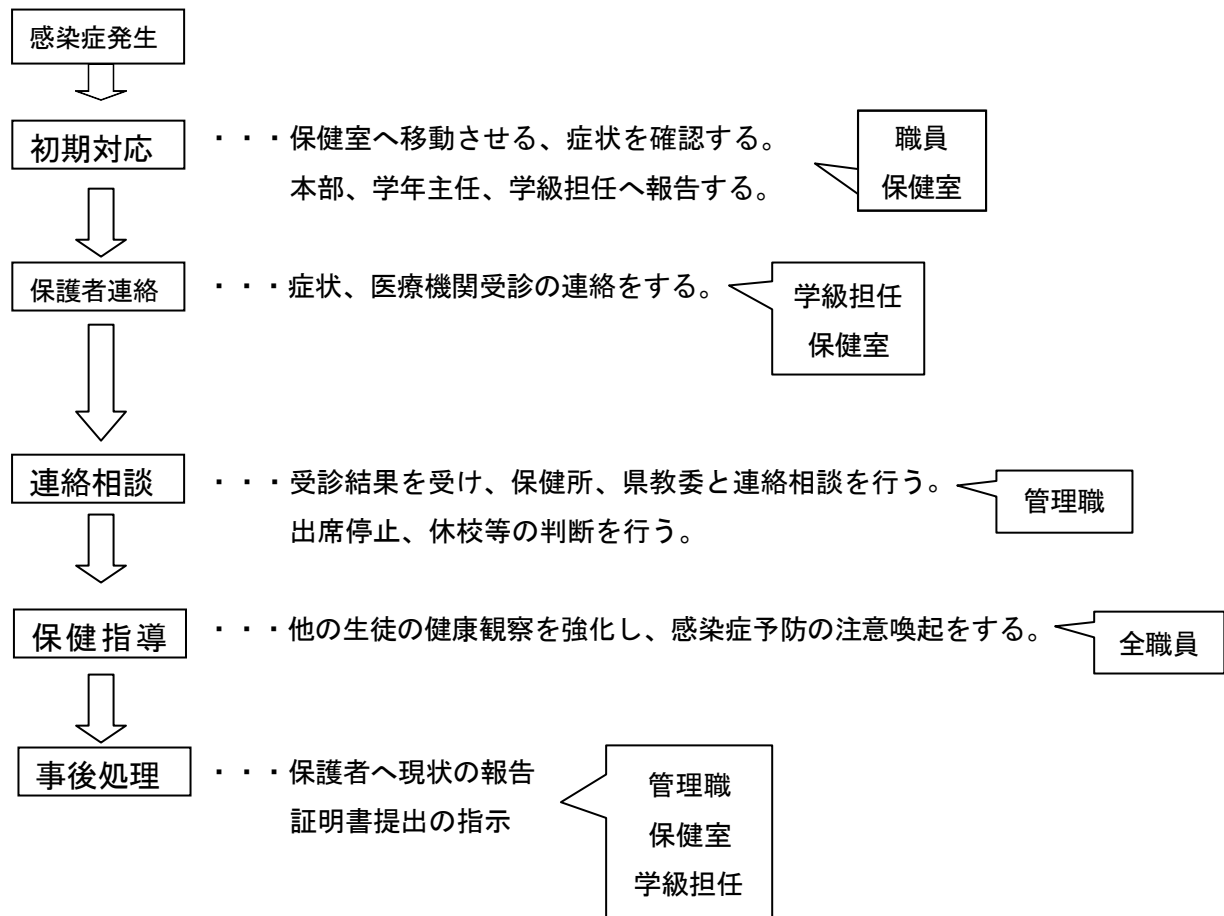
万引き・窃盗・恐喝事件対応メモ

加害者氏名	(男・女)	年・組 保護者名	
住 所		電 話 番 号	

相手方氏名	(男・女)	年齢	
住 所		電話番 号	

日	時	令和	年	月	日 (曜)	時	分頃	時間帯
場 所								
事 件 の 状 況								
警 察 へ の 連絡の有無		(有 ・ 無) (理由 :)						
対 応 状 況								
保 護 者 と の 連 絡 状 況								
特 記 事 項								

感染症



Ⅲ.

事後の

危機管理

(立て直す)

生徒の引き渡し緊急連絡カード

生徒が校内在校中に、地震・津波等の被害があり、安全に帰宅できないと判断した場合は、福島高校校舎内で待機となります。その後、生徒の保護者への引き渡し確認のために、【生徒の引き渡し緊急連絡カード】を使用したいと考えていますので、太線内を記入し、学級担任へ提出して下さい。災害時には、なかなか連絡が取れないことが予測されますので、可能な限り連絡先②もご記入をお願いします。電話番号等については、緊急連絡先以外の目的で使用することはありません。

生徒名		男 女	年 組 () 番
住所			
保護者名		生徒と の関係	
本校に在籍する 兄弟姉妹	(有 ・ 無)		
	年 組 () 番 氏名 ()	年 組 () 番 氏名 ()	
緊急時の連絡先 ①	電話 () 携帯電話 () メールアドレス:		
緊急時の連絡先 ②	電話 () 携帯電話 () メールアドレス:		
引き取り者名		本人と の関係	
引き渡し日時	月 日 () 時 分	教職員名	

引き取り者がいない生徒への配慮

- 1 生徒が引き取られるまで安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて、落ち着かせる。
- 2 必ず教職員が付き添い、生徒に安心感を与える。
- 3 家族等と連絡が取れない場合は、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- 4 担任、養護教諭を中心に生徒に不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- 5 電話や通信機能が回復すれば、緊急連絡先に連絡を取る。

大規模災害時の対応

【災害の状況】

- ① 串間市において震度 5 強以上の地震が発生した場合。
- ② 地震警報、津波警報他避難指示が発令されている場合。
- ③ その他、周囲の状況から保護者が危険であると判断した場合や、避難した場合。

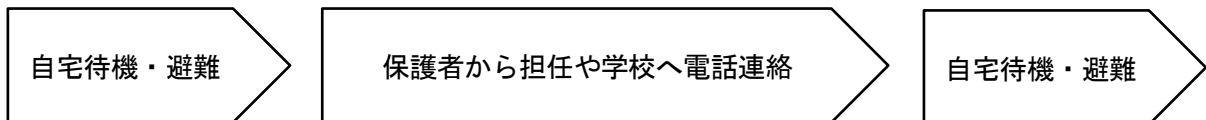
1 学校における諸活動中

- ① 生徒の安全を確保し、校内の安全な場所に誘導します。
 - ② 防災メール、福島高校 facebook で安否情報、今後の対応を配信します。
 - ③ 下校は安全が確認された後とします。
- 安全が確認されない場合は、「引き渡し緊急連絡カード」での引き渡しを原則とします。



2 登校前に発生した場合

- ① 自宅待機・避難をし、保護者から担任へ電話連絡（安否確認、避難場所、連絡先）をお願いします。不通の場合、学校への電話等での連絡をお願いします。
- ② 自宅が危険な場合には地区で指定された避難場所に避難してください。



3 登下校中の場合

- できるだけ安全な場所に避難してください。
- 本校付近にいる場合は、福島高校に避難してください。
自宅等に戻った場合は、「2 登校時に発生した場合」に従って対応してください。
- 日頃から安全な場所の確認をお願いします。

生徒事故報告書

文 書 番 号
令和 00 年 00 月 00 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

宮崎県立福島高等学校長 印

次のとおり報告します。

生 徒	氏名 年齢（性別） 歳（ ） 学科 学年
保 護 者	住所 氏名 本人との続柄
事 故 の 概 要	
今 後 の 処 置	
そ の 他 参 考 事 項	

第 1 報 生徒事故報告書（ファックス様式）

※第 1 報を早急に報告願います。

発 信 者					
学 校 名	宮崎県立	学校	学校長名		
事 故 者	学科名	() 学年	ふりがな 氏 名	性別 ()	
発 生 日 時	令和	年	月	日 () 曜日	時 分頃 天候
事故の 種類	ア 学校管理下	イ 交通事故	ウ 水難事故	エ その他	
事故発生場所					
【事故発生時の状況】			略図		

【被害・損害の程度】（児童生徒・相手側）

職員事故報告書

文 書 番 号

令和 00 年 00 月 00 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

宮崎県立福島高等学校長 印

次のとおり報告します。

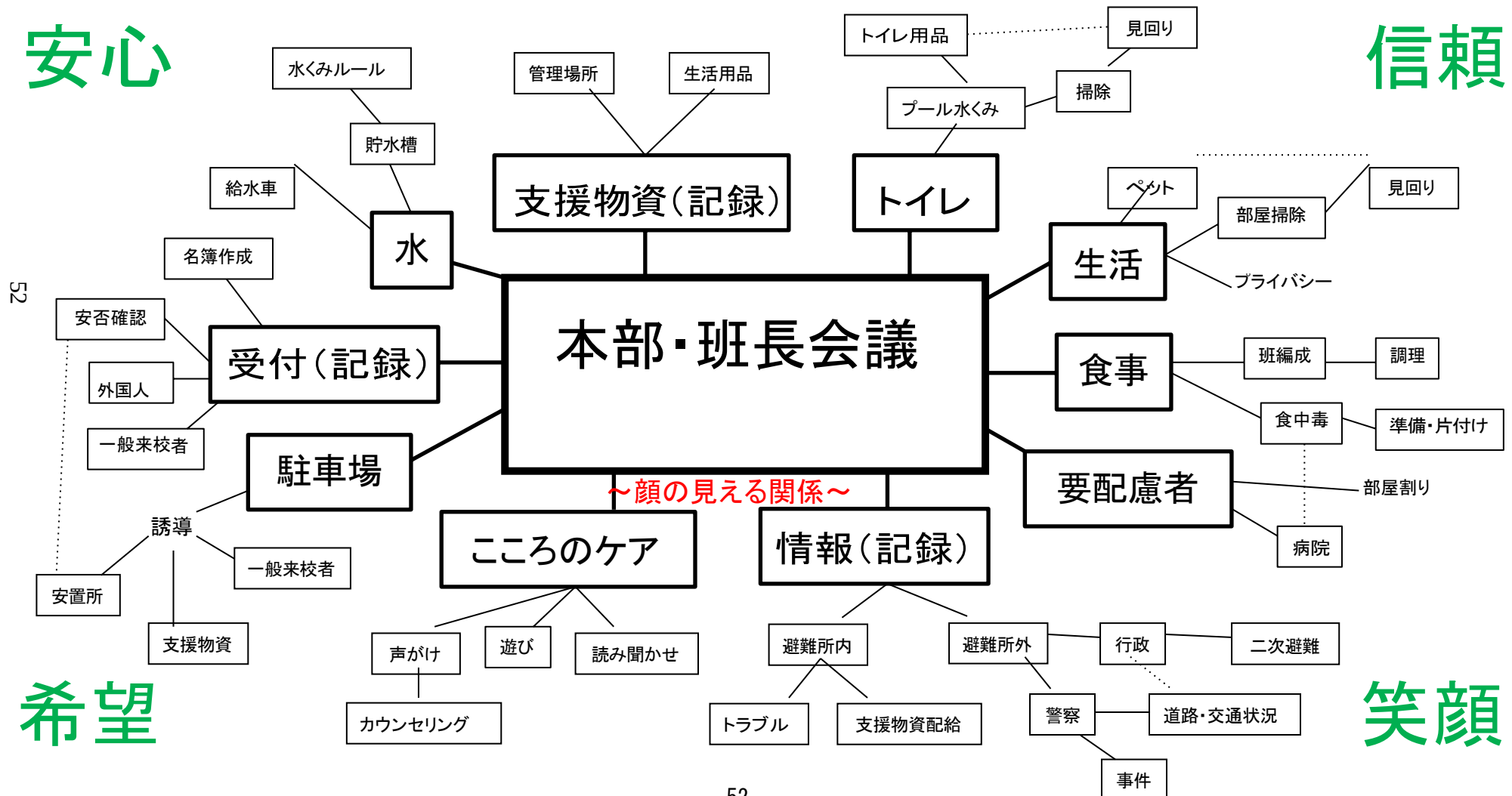
職 員	職・氏名 (年齢 歳)
	主な担当業務
事 故 の 概 要	
今 後 の 処 置	
そ の 他 参 考 事 項	

避難所運営組織図(災害直後)

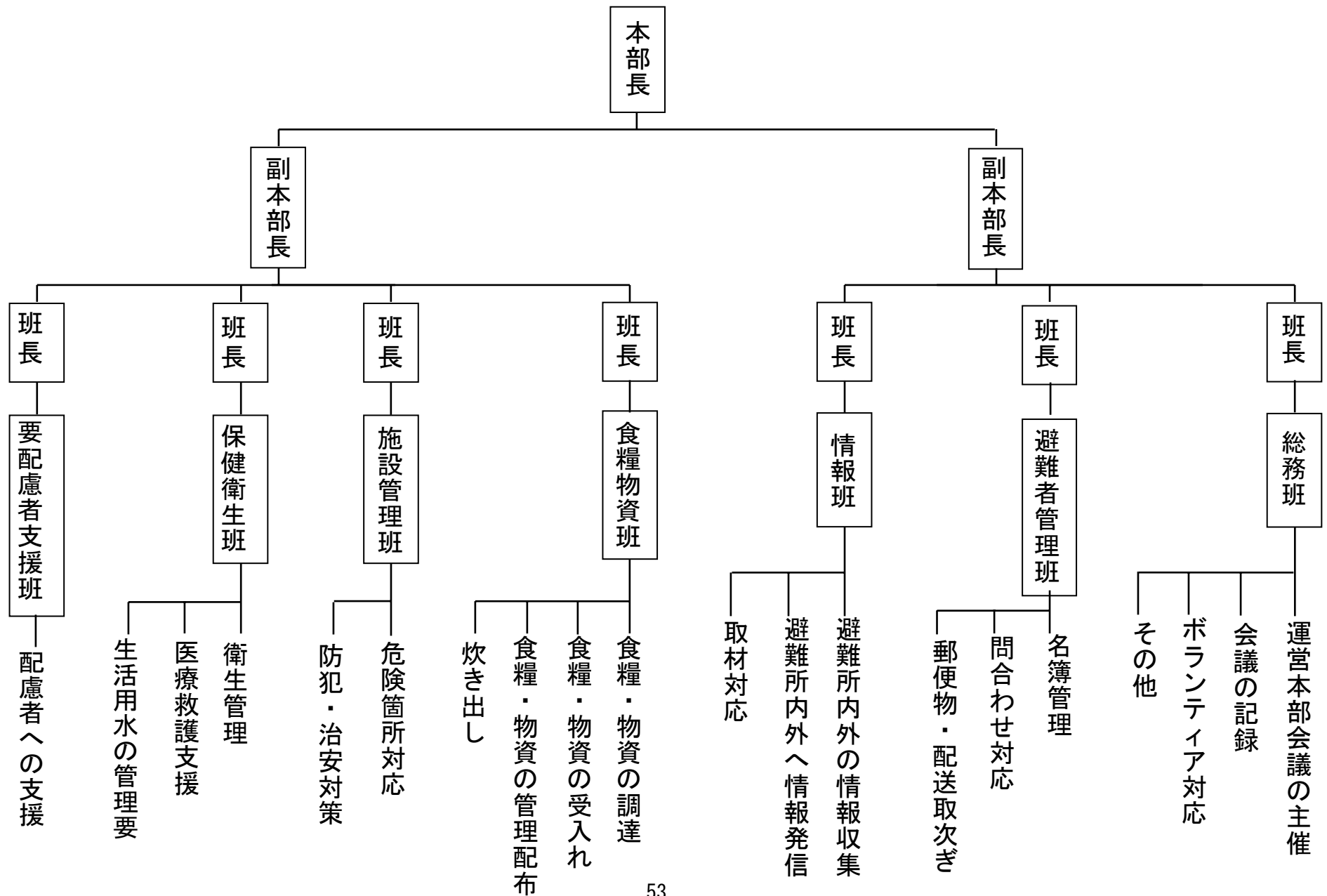
～少しわがまま・共助・少しのガマン～

安心

信頼



避難所運営組織図(災害後3・4日目～)



災害時における施設利用等に関する協定書（一部抜粋）

早期発見に努める串間市（以下「甲」という。）と宮崎県立福島高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

（2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する協力体制構築を推進することにより、生徒及び教職員並びに市民等（以下「生徒等」という。）の安全確保に努めること。

（対象施設及び利用等）

第2条 施設利用等の対象となる施設は、次のとおりとする。

（1）体育館

（2）運動場

2 前項の施設に付属する乙の設備、備品、機材類等についても施設利用等の範囲に含まれるものとする。

3 避難所等の開設は、甲の派遣した避難所担当職員が行うものとする。ただし、甲の避難所担当職員が派遣されるまでの対応は、乙の職員が対応するものとする。

4 前項の場合において、乙は、緊急時を想定し、体育館の鍵を甲に預けるものとし、甲は、適切に管理するものとする。

（体制等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置又は、そのおそれがある災害が発生した場合には、速やかに緊急時の体制をとるものとする。

（災害用備蓄物資）

第4条 災害用備蓄物資（以下、「備蓄品」という。）とは、災害発生時に応急的に避難者（避難生徒含む）へ供給するための食料品、毛布等の物資をいう。

2 甲は、施設運営に必要な備蓄品を乙に提供する。

3 乙は、甲から提供のあった備蓄品について、甲の指示に従い適正に管理する。

平成29年12月13日

甲 宮崎県串間市大字西方5550番地
串間市
串間市長 島田 俊光 印

乙 宮崎県串間市大字西方4015番地
宮崎県立福島高等学校
学校長 川越 淳一 印